

第3次津市男女共同参画基本計画
令和4年度実施状況報告書

令和5年11月
津市男女共同参画審議会

はじめに

当報告書は、第3次津市男女共同参画基本計画に掲げた64事業について、令和4年度の取組状況とそれに対する津市男女共同参画審議会（以下、「審議会」という）からの意見である。

審議会では、計画の進行管理のため、毎年度、各事業の達成度、進捗状況に対する評価を実施している。その作業過程は次のとおりである。

まず担当部署はそれぞれが所掌する事業の令和4年度の取り組みについて、施策進捗状況シートを作成した。その報告に基づき、審議会委員は個々の事業に係る質疑を各部署に投げかけた。担当部署からの回答が揃ったところで、3回にわたる審議会を経て、委員の意見を集約し、作成されたのが当報告書である。なお、昨年度までは検討部会を設けて審議を行ったが、今年度からはそれを廃止した。

さて、国は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」（平成27年度制定・施行）をはじめ諸施策を打ち出してはいるが、その効果がはっきりと表れていない。平成30年5月には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行され、参議院における女性議員の比率は26.0%まで増えたものの、衆議院のそれは10.0%と低い数値にとどまっている。また、世界経済フォーラムが毎年公表しているジェンダー・ギャップ指数の最新スコア（2023年）は146か国中125位と過去最低を記録した。低位から抜け出せない原因は、常々指摘されている通り、政治分野さらには経済分野における女性の進出が遅れていることにある。

本市における男女共同参画推進の状況もここ数年で大きく前進したとは言い難い。もちろん、担当部署がそれぞれに工夫を凝らして事業を進めていると拝察するが、その一方で、事業の効果検証を適切に行わずに過去の取り組みを踏襲しているように受け取れるケースも散見される。効果的な施策を展開するためには、できる限り客観的な数値に基づく検証を行うことを強く要望する。

新型コロナウイルス感染症については、対応のノウハウが蓄積され、徐々に予定した事業を展開できるようになってきた。その努力に対しては審議会として敬意を表する次第である。令和5年度からは新型コロナウイルスの扱いそのものが変更されたが、感染症対策に十分に配慮しつつ、計画した事業に取り組んでいただきたい。

最後に、令和5年度から第4次津市男女共同参画基本計画がスタートした。前計画の成果を礎として、津市における男女共同参画がさらなる前進を遂げることを期待する。さらに、津市が主体的に男女共同参画を推進するためには、市独自の男女共同参画センター設置が必要不可欠と考える。審議会として、そのセンター設置が早期に実現することを願ってやまない。

目 次

1	第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系……………	1
2	基本目標における各事業の取り組み・審議会からの意見	
	基本目標Ⅰ	
	ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進……	2～16
	基本目標Ⅱ	
	政策・方針決定の場における女性の活躍推進……………	17～22
	基本目標Ⅲ	
	身近なくらしの場における男女共同参画の推進……………	23～35
	基本目標Ⅳ	
	人権が尊重される環境の整備……………	36～45
	基本目標Ⅴ	
	男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化……………	46～57
3	数値目標の推移……………	58～61
4	参考資料	
	(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿……………	62
	(2) 令和4年度施策進捗状況審議経過……………	63

1 第3次津市男女共同参画基本計画 施策の体系

目標	基本目標	施策の方向
男女共同参画社会の実現	I ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進	①ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及 ②子育て・介護支援の充実 ③育児・介護休業制度などの整備と利用促進 ④就労・能力開発のための支援
	II 政策・方針決定の場における女性の活躍推進	⑤市の審議会などでの男女共同参画の推進 ⑥事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進 ⑦市職員の男女共同参画の視点に立った登用
	III 身近な暮らしの場における男女共同参画の推進	⑧家庭・地域における男女共同参画の促進 ⑨防災対策における男女共同参画の促進 ⑩生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実 ⑪男女の生涯にわたる学習の場の提供 ⑫男女の生涯にわたる健康の支援
	IV 人権が尊重される環境の整備	⑬DV防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑭あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実 ⑮幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進
	V 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化	⑯男女共同参画推進のための連携体制づくり ⑰市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化 ⑱市内における推進体制の強化 ⑲市民への啓発と協働の促進

※ 下線は女性活躍推進法に定める市町村推進計画に位置付ける項目

計画期間 2018 年度（平成 30 年度）～2022 年度（令和 4 年度）

2 基本目標における各事業の取り組み・審議会からの意見

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

① ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発と普及

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
1	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を促進する意識啓発	（男女共同参画室）
	関係課（室）、関係機関などと連携し、市民や事業所に対し、育児・介護休業制度の利用促進や固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。 市民に対しては、情報紙つばさ34号において、「育児・介護休業法」改正について、啓発を行い、また、企業を訪問し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に係る制度や、その制度を利用した従業員の方にインタビューを行い、ワーク・ライフ・バランスについて、普及・啓発を行いました。 事業所に対しては、企業訪問を実施し、育児・介護休業法に関するアンケートや啓発を行いました。	ワーク・ライフ・バランスについて、企業訪問を行い、事業所・従業員双方にインタビューやアンケートを実施するなど、一歩踏み込んだ普及・啓発活動を行っているが、さらに認知と理解の深化に尽力されたい。 また、女性の育休はもとより、男性の育休を量・質ともに進めるため、当事者だけでなく、市民全体の意識改革が進むよう、さらに啓発を努められたい。
	人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（24社）を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問数については、徐々に増やし、制度周知を行うとともに、関係各課と連携し、今後も継続して意識啓発を行うように努めていきます。	（商業振興労政課） 今年度は24社の事業所訪問を行ってはいるが、今後は意識啓発や情報提供だけでなく、事業所から出た意見や好事例等を開示するなどして情報の共有をお願いしたい。同時に、外部環境に応じて施策が推進できるよう創意工夫に努められたい。 また、津市内に存在するさまざまな商工団体等に対し、セミナーの提案やPRに努められたい。

2	勤労者福祉の充実		(商業振興労政課)
	勤労者福祉の充実のため、中小企業などの福利厚生事業を支援します。	勤労者のための総合的な福利厚生事業を行うことにより、勤労者の福祉向上を図るとともに、企業の振興および地域社会の活性化に寄与することを目的に設置された、一般社団法人 三重中勢勤労者サービスセンター（ジョイフル中勢）を補助事業（補助金年額：13,000,000円）により支援することで、市内企業に勤労者に対する福利厚生の充実を促進しました。当組織の利用数については、コロナ禍で減少傾向にあるが、令和5年度以降の状況をしっかり検証していくよう努めていきます。	個人事業主や小規模経営の企業では勤労者福祉の充実にまで配慮できない現状があるため、そうした事業所においてもワーク・ライフ・バランスが促進されるように努められたい。 また、ワーク・ライフ・バランスの促進には、ただ補助金を支出するだけではなく、今後は効果の検証までを含む事業に改善されたい。
3	勤労青少年講座の実施		(商業振興労政課)
	働く若年者の仲間づくりや余暇の充実など、福祉の増進を目的に、勤労青少年講座を実施します。	働く若年者の余暇の充実と、趣味を通じた交友の促進を目的に、勤労青少年講座を開催しました。 当該年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により例年と比べ受講者数の減少がみられたが、料理、手話、写真、ヨガ・ピラティス、韓国語の5講座を実施し、のべ29人(女性26人:89.7%、男性3人:10.3%)が受講し、勤労者の教養、趣味の充実とともに、勤労者福祉の向上を図ることができました。また、広報活動として、チラシの配布や広報津への掲載、Facebookの投稿を行いました。	受講者数が減少し、本事業の目的は達成しているとはいえず、男性の受講者も減少しているため、目的に沿った事業を再考・検討されたい。また、周知については、若者向けに広報が届く手段を早急に工夫されたい。

4	男性のためのハウスキーパーングスキルアップ講座の充実	(生涯学習課)
	講座を通じて、これまで、主に女性によって担われてきた家庭責任（料理など）や地域での活動を男性も共に担っていく必要があることを啓発し、男女共同参画意識の高揚を図ります。 令和4年度も男性を対象とした料理教室を開催し、講座を通じて男女共同参画の意識啓発に努めました。（講座数6講座、参加者数79人） また、特色ある講座として、男女の枠を越えて、参加者全員がしつかりコミュニケーションをとりながら取り組む「家事コミュニケーション」を実施しています。（男性5人、女性12人） 今後も、男性が家庭責任について考え、話し合えるような料理教室を開催し、性別による役割分担意識からの脱却に寄与したいと思います。	参加者も多く、魅力ある講座が実施されているように思われる。男女の枠、世代の枠を超えて今後も講座を通じて男女共同参画の意識啓発に努めていただきたい。 また、今後は講座を他地域の公民館にも拡大し、津市全域で、男性の家事力や家庭経営能力を向上させることに努められたい。

②子育て・介護支援の充実

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
5 子育て支援事業の充実	子育て支援センターでは、感染症対策として、混雑する一部の子育て支援センターにて来場者の人数制限を行いながら運営しました。安全、安心に利用できる半面、年度末の混雑期にかけて制限数に達し利用できない状況が度々発生したことから、感染拡大が収まってきた2月中頃からは利用者数の上限を緩和し、気軽に利用できる環境づくりに努めました。今後も継続して感染対策を行いながら、制限の緩和を検討していきます。 また、父親参加型のイベントを年に2回、土曜日等の週末に開催するなど男性の子育て支援センターの利用促進を図りましたが、全体の保護者に対する男性の割合は、ネットアスレチック等がある「げいのうわんぱーく」で開設している芸濃子育て支援センターでは令和4年度（4月～2月）において12.6%となったものの、全体では5.5%となり、令和3年度（10月～3月）の4.3%と比較して微増にとどまりました。来年度も継続して父親参加型のイベントを週末に開催（年2回）、また、8月のイベント開催についてはお盆休み期間中に開催するなど、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに努めていきます。	（子育て推進課） 父親参加型のイベントについては、男性の参加率が低かったことは残念であったが、母親・父親だけでなく、祖父母等、子育てにかかわる家族が参加できるように配慮したことは評価できる。今後も参加者の意見に耳を傾け、より良い事業へと改善されたい。 また、次年度は周知の方法などを検討し、多くの方に参加していただけるように努められたい。

6	保育サービスの充実		(子育て推進課)
	通常保育のほか、延長・休日・一時など保育サービスの充実に努めます。	市内の保育所・認定こども園等において、延長保育は公立 12 園、私立 25 園で、休日保育は私立 1 園で、一時預かりは公立 14 園、私立 8 園で実施し、保育サービスの充実に努めました。 (参考) 令和 3 年度 延長保育 公立 11 園、私立 25 園 休日保育 私立 1 園 一時預かり 公立 12 園、私立 8 園 保育士の確保により、一層の特別保育等事業、保護者のニーズに対応していく必要があるため、「保育士職場復帰セミナー」を 3 回実施しました。	保育士職場復帰セミナーの実施回数の増加を評価する。今後は、参加者と復帰の効果の検証に努められたい。 また、休日保育については昨年度と変更なしのため、改善に向けての検討を期待する。
7	ファミリー・サポート・センター事業の充実		(こども支援課)
	子育てのお手伝いが可能な人を紹介し、相互の信頼と了解のうえで、一時的に子どもを預けることができる事業を実施します。	令和 4 年度は、2,725 件（子育て支援緊急サポートネットワーク事業 130 件含む）の会員相互の援助活動がありました。また、提供会員の確保および資質向上のための養成講座を新型コロナウイルス感染症対策を施したうえで、2 クール（計 24 講座、55 時間程度）実施するとともに、依頼会員と提供会員のつながりを深めるための交流会を開催しました。 新たな提供会員の確保のため、広報津への記事掲載や独自の広報紙（ふあんふあん）作成等、制度の周知のため広報活動を継続して行いました。	養成講座・交流会や広報活動を実施し、会員の確保、相互の援助活動の維持・向上に尽力していることが、活動数の増加に現れており評価できる。今後のさらなる充実に向け、養成講座に力を入れて新規提供会員の確保に努められたい。

8	子育て支援ショートステイ事業の充実	(こども支援課)
	保護者の病気・出産・冠婚葬祭・出張・家族の病気・介護・育児不安などにより、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった時、児童福祉施設などで子どもを預けることができる事業を実施します。 育児疲れや育児不安等の理由を中心にのべ 66 人、274 日の利用があり、虐待の未然防止の観点から、必要に応じて児童相談所の一時保護と連携する等、制度運用を図りました。 また、保護者の病気・出産、家族の病気の看護等、家庭で一時的に子どもの養育が困難になった際に保護者が利用できるよう、市民へ広く事業を周知するため、市ホームページや市が発行する子育てハンドブックへの掲載の他、当課相談窓口や関係機関を通じて、事業案内を実施しました。 引き続き、保護者の精神面、健康面へのフォローなど、支援の充実に努めていきます。	育児疲れや育児不安を理由とした利用が増えていることに、現代の子育て世代が抱える悩みの深刻さが伺われる。こうして利用しようとする親の姿勢を受容的に捉え、しっかりと支援につなげることで、および気軽に利用できるような周知に努められたい。
9	家庭児童相談の実施	(こども支援課)
	家庭児童相談員が、子育てについての悩みや不安などの気持ちを受けとめ、必要に応じて専門機関へつなげます。 家庭児童相談の第一義的な窓口として、日々寄せられるさまざまな相談に対し、助言やさまざまなサービスを案内する等、幅広い相談に柔軟に対応するよう努めるとともに、必要に応じて児童相談所や保健センター、発達支援センター等の専門機関につなげ、児童虐待防止に努めました。 また、オンライン研修などに参加することで、相談員のさらなる資質向上を図りました。 さまざまな相談に対して幅広い助言や対応ができるよう、週 1 回、こども支援課と保健センター等の担当職員間での情報の共有の場を設け、情報共有を図りました。教育委員会や保育関連部署についても必要に応じて随時情報共有しています。引き続き、保護者等がより気軽に相談できるよう相談事業の周知に努めます。	相談件数の増加は児童虐待防止の観点からは有益と判断できる。一方で、相談事案の発生要因の改善も必要であり、関連部署との連携では、情報共有のみならず、その情報の活用状況を把握し、今後も児童虐待防止につなげられたい。

10	包括的支援事業の実施		(地域包括ケア推進室・高齢福祉課)
	地域包括支援センター・在宅介護支援センターなど、関係機関と連携し、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護などを行います。	地域包括ケア推進室内にある地域包括支援センターを基幹型とし、市内に10か所の地域包括支援センターを地域に密着した相談窓口の拠点として配置し、高齢者の権利の尊重を図るため権利擁護事業に取り組みました。取組状況については、地域包括支援センターの事業評価等を通じて確認、指導を実施しました。 また、これまで平日に開催していた家族介護教室について、介護家族の参加しやすさに配慮して土曜日にも開催したほか、来年度以降のオンライン開催に向けた内部での調整を進め、高齢者とともに介護家族についても地域全体で支援するきめ細かな相談対応に取り組むことができました。	通常の実施に加え、家族介護教室についても、受講者の参加しやすさを優先した開催を行っている。今後は、アンケート等から捉えたニーズを活かし、次年度の実施に、オンライン開催を加えるなど、一層の工夫を検討されたい。
11	高齢福祉サービスの実施		(高齢福祉課)
	支援が必要な高齢者やその家族が、安心して住み慣れた地域で生活を送れるよう、緊急通報装置事業、老人日常生活用具給付等事業、配食サービス事業、家族介護慰労事業、紙おむつ等給付事業などの各種高齢福祉サービスを実施します。	介護保険以外の配食サービス、緊急通報装置事業など的高齢者福祉サービスを展開し、在宅で安心して生活できるよう取り組みました。 配食サービスの利用により家族の精神的・身体的な負担の軽減を行うことができ、また、利用者が新型コロナウイルスに罹患された場合には、対面での接触を避けインターホン越しによる安否確認を行うなど、コロナ禍であっても、利用者に対する安心感のある生活環境の確保ができるよう進めてまいります。	前年度に引き続き、コロナ禍における高齢者の見守りを含めた福祉サービスが展開されていることを評価する。このサービスが、多くの高齢者およびその家族に伝わるような周知に努められたい。

12	介護保険サービスの利用促進	(介護保険課)
	要介護者の家族の介護負担を軽減し、男女が生活の中で介護が行えるよう、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度の理解の普及、介護保険サービスの利用促進を図ります。 広報津（7月1日号）にて、本年度の保険料決定に係る納入通知書送付の案内、負担限度額（介護保険施設等における食費・居住費の減額制度）の認定申請の案内も行い、介護保険制度の周知を図りました。 65歳に到達した者（第1号被保険者）に対しては、介護保険被保険者証を郵送する際に、介護保険制度の簡易な説明パンフを同封し、介護保険制度への理解の普及を図っています。 介護保険サービスの利用促進については、高齢者が身近な地域で生活ができるよう、また、在宅での介護の負担軽減に資するよう、第8期介護保険事業計画に基づき地域密着型サービスのうち、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の事業所の整備を進めるため、8月に公募を実施しました。公募にあたっては、広報津（8月1日号）での周知と併せてホームページでの周知も行いました。その結果、看護小規模多機能型居宅介護については、1事業者より応募があり選定することができました。 引き続き、介護保険制度の周知に努めるとともに、令和4年度において応募がなかった地域密着型サービスについて、次年度以降も公募を実施し、サービス事業所の整備に努めていきます。	事業所整備にかかる公募に昨年に引き続き応募があり、選定できたことはよかった。今後も事業所整備に向けての取り組みを進められたい。

13	家庭教育支援セミナーの実施	(生涯学習課)
	家庭における子育ての悩みや課題を持つ保護者を直接支援することを目的として、家庭教育支援セミナーを実施します。 思春期の子どもの保護者等対象講座 日時 令和4年10月13日(木) 南ヶ丘小学校 21人 令和4年11月15日(火) 明合小学校 19人 令和4年11月22日(火) 久居中学校 37人 令和5年1月19日(木) 村主小学校 37人(対面とオンラインによるハイブリッド開催) 令和5年1月20日(金) 安東小学校 24人 令和5年1月27日(金) 楡形小学校 23人 思春期の子どもの保護者等対象講座については、PTA共催で開催しており、令和4年度は6回開講し、161人の参加があり、参加者は増加傾向にあります。 令和5年度は、コロナへの対応も変化することで、さらに多くの方に子どもと向き合う力を付けるための各種講座を届けていきます。	第3次津市男女共同参画基本計画期間中は「未就学児」「思春期」と対象を分けて行っていたが、令和4年度から「未就学児」がなくなったこと、また「思春期」が小中学校PTAと連携していることを考えると、今後は「思春期」の看板を外して、大枠である「家庭教育支援」とし、間口を広げてはどうか。 また、公民館の事業でもあることから、PTA会員だけでなく、公民館利用者や地域住民にも参加を呼びかけたら、地域住民の子ども理解にもつながるのではないかな。学校行事・PTA行事の予算・ノウハウがないから生涯学習の事業をここに持ってくるという発想ではなく、子育てを家庭や保護者任せに追い込まず、地域全体で子どもを育て見守るという立場から、この事業を考えられたい。

14	放課後児童対策の充実	(生涯学習課)
	就労などにより、保護者が昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。 施設整備については、専用区画面積の確保が必要な施設の内、南が丘地区放課後児童クラブの4棟目（2階建て）を小学校のグラウンド内へ新築整備を行うことにより施設の狭あい化を解消することができました。また、とことめの里一志内へ一志放課後児童クラブの移転改修整備を行うための実施設計に取り組みました。 また、支援員等の人材確保については、夏休み等はクラブ職員不足や求人募集しても応募が少ないなどの課題があり、教育現場で勤務する会計年度任用職員が夏休みなどの長期休業中に放課後児童クラブへ従事する取り組みを継続した結果、令和4年度は57クラブ79人に従事していただきました。 さらに、新型コロナウイルス感染症対策支援としては、利用児童の密状態の緩和や感染症に対しての運営上の不安が課題としてあり、学校施設を使用できるよう継続して協力依頼を行いました。	放課後児童クラブなどの未設置校区数は1校区、放課後児童クラブの受け入れ児童数は平成30年度に比べプラス476人と、どちらも大きく目標を達成している。児童数は少なくなる一方で、放課後児童クラブへのニーズは働き方の変化からさらに高まっていくことが考えられる。環境の整備や職員の確保など、充実した運営をめざし、今後も努められたい。

③ 育児・介護休業制度などの整備と利用促進

事業名・内容	令和４年度の取り組み	審議会からの意見
15	育児・介護休業制度などの市職員に向けた啓発	(人事課)
職員が子育てや介護などをしながら、働き続けやすい環境を整備するため、子どもの出生の手続き時に、育児休業制度の啓発を行うなど、育児・介護休業制度などの利用促進を図ります。	地方公務員の育児休業等に関する法律が改正されたことを受け、令和４年１０月１日付けで津市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正し、育児休業を原則２回まで（改正前は原則１回まで）、この原則２回までとは別に出生後８週間以内に育児休業を２回まで（改正前は１回まで）取得可能とし、育児休業の取得回数制限を緩和しました。また、階層別研修において、妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を取り上げ、職員が育児に参加しやすい風土の醸成を図りました。 その他、令和４年度の男性職員の育児休業取得率については、昨年度から倍増し、目標値である３０％を達成し３２．４％となりました。またそれに合わせて、育児休業取得職員の代替として、引き続き育休代替任期付職員を採用するほか、一時的に正規職員等を配置するなど、育児休業を取得しやすい環境の整備を行いました。 （参考：令和５年４月１日時点 育休代替として働いている職員数４９人）	男性職員の育児休業取得率上昇は評価したい。 取得者の関係職員の残業時間のチェックなど、仕事の負担が拡大しないよう配慮するとともに、一方では市民サービスの低下を招かないよう、両者の環境の整備に努められたい。 介護休業は予見が難しく、突然やってくることも稀ではなく、かつ取得者に中堅・幹部職員が多い。育児休業と違い、本人も職場も困難の程度が違うと思われることから、この介護休業についても、研究・実践・啓発を努められたい。

④ 就労・能力開発のための支援

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
16	職業能力向上に向けた支援	(男女共同参画室)
関係課（室）が連携し、パソコン教室を実施するなど、就業を希望する人の職業能力の向上につなげます。	女性のための就職応援セミナーとして、次のセミナーを開催しました。 ①「エクセルパソコンセミナー」 9月2日、9日、16日、30日、10月7日の全5回毎週金曜日 対象 市内在住・在勤・在学の女性 11人 内容 エクセル表計算処理技能認定試験3級レベルの講座 講師 パソコンインストラクター 浜口依子 ②「わたらしいライフキャリア」 10月14日（金） 対象 市内在住・在勤・在学の女性 5人 内容 人生100年時代の長いスパンでのキャリアについて 講師 NPO法人 a trio 理事長 山口 友美	男女共同参画室が実施するパソコンセミナーであるからには、女性のライフキャリアの発想や、男女共同参画の知識を得て修了する講座にするよう、検討されたい。 また、例年受講者数が少ないが、周知・内容・講師等を含めその要因を分析し、実効性のある講座を実施していただきたい。
		(商業振興労政課) 2つの課で連携してセミナーを開催しているのであれば、スマートフォンやタブレット端末のセミナーを検討するなど、女性の就職に、より有効なセミナーを検討し、参加人数の増加・就職応援に実際につながるような講座を検討されたい。

		(生涯学習課)
	(前期) 平日の昼開催 ・仕事で役立つパソコン教室 Word 開催 9 回、参加者 20 人 (女性 17 人、男性 3 人) (後期) 平日の昼開催 ・プレゼンテーション資料作成およびプログラミングの基本・Zoom の使用方法 開催 5 回、参加者 6 人 (女性 3 人、男性 3 人) ・スマートフォン・タブレットの基礎知識および活用方法 開催 5 回、参加者 10 人 (女性 8 人、男性 2 人) (後期) 平日の夜開催 ・就労支援パソコン講座 Excel 基礎&実践 開催 8 回、参加者 10 人 (女性 10 人、男性 0 人) 公民館講座は就職希望者だけを対象としておらず、すでに働いている方のスキルアップの支援も行っています。令和 4 年度は、幅広い層の方に受講していただけるよう、ワードについては平日の昼に開催し、エクセルについては、平日の夜に開講しました。その他にも平日の昼間にプレゼンテーション資料作成およびプログラミングの基本・Zoom の使用方法やスマートフォン・タブレットの基礎知識および活用方法の講座も開催しました。講座の中で MOS 資格試験の案内や対策の内容を入れるなど就職や、すでに働いている方にはスキルアップできる講座となるよう取り組みました。 今後もパソコン教室を継続して開催し、就業を希望する人やすでに就労中の人に対して職業能力の向上に寄与できる講座内容を取り入れていきます。	参加人数は多くはないが、Zoom の使用方法など新しい内容の講座を実施していることを評価する。今後も、時代にあった講座を実施してほしい。ただ、その中でも「就業を希望する人」に対象を絞っているため、就職希望女性に特化したどのような講座が開かれたのか、一般の講座の中に就職希望女性はどうくらい参加したのかなどの検証をされたい。

17	就業相談・就業支援	(商業振興労政課)
	関係機関を連携し、就業相談や就業支援に係る窓口や施策に関する情報の提供を行います。 平成30年8月に、三重労働局と津市の間で「雇用対策協定」を締結し、本市における雇用、労働に係る課題に関し、協力、連携して取り組んでいく体制を整備しました。 その体制の中で、ハローワーク津や三重県と連携し、市民からの問い合わせ内容に応じてハローワーク津やおしごと広場みえなどの関係機関への直接の案内や、パンフレット、チラシ等の配布を行いました。 また、毎月第2金曜日、第4水曜日に開催しているメンタルヘルス相談（相談件数31件）に関し、広報津やチラシの配布等を通し、利用者へ周知いたしました。当該年度は寒波に見舞われた関係もあり、キャンセル等もありましたが、1か月先の予約は埋まる傾向がありました。新規利用者も増え、次回の相談予約をする方もいました。広報津には、空きがあれば、掲載してもらうように依頼し、利用者も広報津を見て電話をもらうことが増えた。	メンタルヘルス相談が周知され、活用され始めたことを評価する。 新規相談の場合、継続相談に比べ、必要な支援先につなげるなど緊急性を要することが多い。これに鑑み、継続相談については、多くの相談に対応できるよう計画的な取り組みに努められたい。

18	起業家などに対する支援	(経営支援課)
	市内の公的な創業支援機関を連携し、起業・創業を考えている人などに対して、相談窓口の設置、勉強会やセミナーの開催、交流会の場の提供などの支援を行います。 起業・創業に係るワンストップ相談窓口は、今年度の相談件数が382件あり、内訳が男性：150件、女性：232件となり、昨年度に引き続き女性が6割を超える状況であるため継続して事業に取り組みたい。 また、ビジネスカフェについては、今年度は対面で3回開催（参加者数合計：女性23人、男性3人）することができた。参加者からは、対面での実施であったため参加者同志でのコミュニケーションが取りやすく、創業への不安の解消、モチベーションのアップにつながったとの声を多くいただいた。 イベント内容については、津市の創業相談を経て創業した方を講師（3回のビジネスカフェの内訳：男性講師1人、女性講師2人）としてお招きし、創業までの体験談や質疑応答の時間を設け、参加者が創業までのイメージがしやすくなるよう工夫を行った。	相談窓口、ビジネスカフェとも女性の相談・参加が目立ち一定の効果が感じられる。女性のさまざまな業種へのチャレンジに対し、これからも支援に努められたい。 一方、ビジネスカフェの参加者数が令和元年度以前に戻っていないため、早急に参加者増加の手立てを講じるよう努められたい。

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

⑤ 市の審議会などでの男女共同参画の推進

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
19 審議会などへの女性の登用推進		(全庁・行政経営課)
市が設置する審議会などについて、女性の登用状況の把握を行うとともに、男女双方の視点や意見を意思決定の場に反映するため、審議会などへの女性の登用率が30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	各審議会等の委員の選任にあたっては、令和4年6月に改めて全庁に対し、委員選任時の役職指定の廃止や構成機関の見直し、他市での取組事例、当該附属機関に係る女性委員比率の現状等を示し、女性登用率および公募委員比率の向上に係る積極的な取り組みについて通知しました。また、一部の附属機関については、公募要領において、予め「男女共同参画社会の実現に資するため、積極的な女性の選任に配慮する」旨を明記し、委員の公募を実施するなど、女性登用率の向上に向けた取り組みを進めました。 令和5年3月31日時点で73の附属機関のうち、女性委員の占める割合は26.3%（269人／1,024人）となっています。（前年度比0.7%の減） 今後においても、目標達成に向け、各審議会等の所管課との連携の下、取り組みます。	女性委員の登用に向けた全庁への通達など努力は見られるが、5年間を通して目標値30%を一度も達成することなく、微増にとどまったことを残念に思う。積極的な改善措置を講じることを求める。 また、昨年審議会から依頼した「女性委員の登用者が少数または0人の5つの審議会の解消に向けた取り組み」がなされていないことから、さらに実効性のある取り組みを実施されたい。

⑥ 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
20 事業所・各種団体などの方針決定の場における男女共同参画の推進		
事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行います。	人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（24社）を行った。 新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問数については、徐々に増やし、制度周知を行うとともに、関係各課と連携し、今後も継続して意識啓発を行うように努めていきます。	（商業振興労政課） 津市の実態を踏まえ、事業所訪問数を増やし意見交換や実態把握を行う中で、今後も事業所ごとの課題解決につながる啓発をされたい。 また、訪問後（半年後等）に変化が分かるようなチェックリストでの報告依頼や、事業所から出た意見や好事例等を開示などの情報の共有を検討されたい。 津市内に存在するさまざまな商工団体へセミナーの提案やPRをするなど、新規団体への提案はさらに効果があるので、検討されたい。
		（男女共同参画室）
	事業所訪問による啓発については、3年ぶりに再開し、女性活躍推進に係るアンケートや啓発を実施しました。 広報津1月1日号「市長新春対談 若者のニーズに呼応する男女共同参画」の記事を通じて、事業所・各種関係団体などの方針決定の場における男女共同参画を促進する啓発を行いました。	事業主や当事者である女性従業員が、女性管理職の増加の必要性やそのメリットを理解・納得できているのかに疑問を感じるため、事業所訪問での継続的な啓発や、津市の女性活躍の実態を踏まえた、広くインパクトのある啓発方法を実施されたい。 また、今回の広報津の記事等の方針決定の場への推進啓発の記事は、その内容を事業所や各種関係団体の方針決定の場で活用されたい。

21	農林水産業従事女性への意識啓発・支援	(農林水産政策課)
	地域農業の将来を考える「人・農地プラン検討会」において女性農業者比率を30%以上にします。 地域農業の将来像を考えた結果である「人・農地プラン」については、地域での話し合いにより、地域農業を担っていく中心経営体への農地の集積・集約化に関する考え方を明確化し、地域農業の在り方等を記載したもので、「人・農地プラン検討会」にて検討・審査の上、作成し、「人・農地プラン」を実行していくものです。 「人・農地プラン検討会」は、津北および津南地域農業再生協議会内の組織であるため、市ホームページにて会員名簿の公表は行いませんでしたが、令和4年度においても、委員9人中3人が女性農業者となっているため、当該検討会に諮った「人・農地プラン」(8地区分)に対して、女性農業者の意見を反映するよう努めることができました。 今後は、人・農地プランが地域計画へ移行し、作成方法が変わりますが、女性農業者の意見を反映した計画づくりに努めていきます。 (女性委員比率：33.3%) (女性農業者比率：33.3%)	女性委員比率が令和3年度より44.4%から33.3%と低下したままであったのは残念だった。今後は、女性農業者比率の向上とともに、女性農業者の意見が反映できる体制づくりを引き続き努められたい。

⑦ 市職員の男女共同参画の視点に立った登用

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
22	市職員における女性の管理職への登用の推進	(人事課)
女性の管理職への登用を推進していくためには、主査、担当副主幹および担当主幹への積極的な登用を促進する必要があることから、各役職段階の女性職員の確保を念頭に置いた職員配置および人材育成を行います。また、消防職員においては、昇任試験などの機会を通じて、女性の管理職への登用の推進を図ります。	課長級以上職員に占める女性職員の割合を目標値として掲げる「津市特定事業主行動計画（令和3年3月31日付策定）」に基づき、令和5年4月1日付け人事異動においては、新たに9人の女性職員を課長級の職に昇任させたことで、令和5年4月1日時点の課長級以上の女性職員の割合は、昨年の12.4%から14.4%に上昇しました。当該人事異動後は、部長級4人、部次長級の職に2人、課長級の職に34人が在任し、幹部職員として本市の運営に携わっています。 また、令和4年11月2日（水）には、女性管理職を対象に（独）国立女性教育会館理事長で、豊島区の消滅可能性都市緊急対策として立ち上げられた「としまF1会議」の座長としてもご活躍された萩原なつ子氏を講師にお招きし、ご自身の体験を交え、女性管理職に自分自身の働き方を見つめ、意欲的な業務遂行を喚起させることを目的に、「女性職員活躍セミナー」を実施しました。	女性管理職の増加には、将来管理職候補となるべき女性の層を厚くする必要がある。そのためには、広く中堅以上の女性職員の意識・スキル・能力の伸長の機会提供に努められたい。 また、令和7年度目標18.0%に向けて着実に進んでいるとのことだが、令和4年度現在三重県内市町平均は21.7%で、県内の14市では下から3番目に津市は位置している状況である。
	男性と比較して女性消防吏員が少ない状況ですが、令和2年度に誕生した女性幹部職員をロールモデルとして、今後、さらに当該職員やその他の女性消防吏員が職域やキャリアを拡大できるよう、消防本部への女性の配置等を実施し幹部職員としての必要な経験を積めるよう取り組みを実施しました。 ・2022年度階級昇任試験 女性職員の受験状況 消防士長試験 1人（10人中）、消防司令補試験 1人（13人中） なお、消防司令補受験の女性職員については、昇任試験を合格し令和5年度から新しい職責で勤務しています。今後もキャリア拡大・幹部職員の育成を推進するとともに、OJT等の実施により、現在の女性幹部職員に対する管理能力の育成や新たな女性幹部職員の育成を推進していきます。	(消防総務課) 女性消防吏員が少ない状況が続いている。その数を増やすために、なお一層の努力と工夫に努められたい。

23	市のあらゆる分野における女性職員の登用の推進	(人事課)
	女性職員の研修参加を推進することにより、新たに求められる課題に対応できる能力を向上させ、企画・立案、決定過程の場への女性職員の参画を促し、あらゆる分野において登用できるよう経験や能力の向上を図ります。また、各種研修を通じ、男女が共に能力を向上させるとともに、性別による固定的な役割分担意識を見直し、各々の能力や適性に応じた職員の配置を行います。 1 女性職員活躍セミナーの実施 今年度は、女性管理職（課長級以上）および受講を希望する担当主幹級の女性職員を対象に、(独) 国立女性教育会館の萩原なつ子氏を講師にお招きし、「女性版骨太の方針 2022 ～もはや昭和ではない！時代の私達の働き方～」をテーマに実施しました。研修を通じ、多様な意見や感性、発想をまちづくりに生かすことや女性管理職が政策決定において意見を反映することのやりがいや楽しさ等を伝えていただき、女性管理職の意欲を喚起し、新たな気づきや業務進行の手法を振り返る動機付けにつながりました。 講師：独立行政法人 国立女性教育会館理事長 萩原なつ子氏 日時：令和4年11月2日（水） 受講者：38人 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の第44期に1人を派遣し、自治体職員として求められる高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。	民間の女性管理職候補の悩み・不安の一つに、男性との業務経験との差をあげる方が大半を占め、そのことが管理職へのステップアップに迷いを生じさせている。研修等による育成も重要ではあるが、職域拡大を意識した配置等をさらに進められたい。 また、女性職員が活躍していくためには男性職員の理解も求められるため、このような研修には男性職員も積極的に参加できるように努められたい。

			(消防総務課)
		総務省消防庁の方針に沿って本市消防本部で設定した女性消防吏員数値目標を達成するため、消防庁ポータルサイトへ県等と連携した情報掲載や、昨年度に引き続き、県内の大学、市内の専門学校等への女性消防吏員の訪問による職業説明会を実施し、女性受験者の獲得に向けた取り組みを進めました。 ※令和４年度の取り組み ・総務省消防庁主催の「全国消防本部合同Ｗｅｂセミナー」に参加。Ｗｅｂを活用し消防本部の魅力や採用試験情報等の提供を行った。（令和５年２月実施） ・消防吏員をめざす女性を増加させるための「学生向け職業説明会」大原法律専門学校（女性参加者１人） ・消防吏員をめざす女性を増加させるための職業説明会 警察および自衛隊と合同で公安系公務員合同説明会を実施 アスト津（女性参加者６人） ・伊賀市消防本部、名張市消防本部との女性職員意見交換会の実施 ・消防職員採用試験の女性受験者の状況 令和４年（令和５年度採用）：女性受験者２人 女性受験者数・女性消防吏員を増加させ当該数値目標を達成するために、引き続き、女性消防吏員のＰＲ活動を継続して消防職に対する理解度を促進させるとともに、県内の大学、市内の専門学校等に対する職業説明会の実施を継続していきます。また、災害対応する他機関（警察、自衛隊等）との情報交換を実施し、より魅力ある職場づくりを推進していきます。	女性消防士採用のため、努力していることは評価でき、今後も引き続き各方面への働きかけに努められたい。 また、県内・市内の大学・専門学校等で説明会を行っているとのことだが、津市出身の県外通学者も対象にすることを検討されたい。

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

⑧ 家庭・地域における男女共同参画の促進

事業名・内容		令和4年度の取り組み	審議会からの意見
24	市民人権講座の充実		(人権課)
	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるため、講座を開催します。	市内全域で計20講座（各地域2講座）を開催し、参加者は全部で733人でした。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を行った上で、令和4年度は計画していた全ての講座を開催することが出来ました。平日の場合は夜間に開催したことが参加しやすさにつながったと考えます。 参加者からは「ハラスメント問題についての基本的な捉え方を学ぶことができ、ハラスメントを起こさない職場づくりを自分も心がけようと思った。」「障がいについて、頭では理解しているつもりであったが、実際に見ている景色、見え方等を体験することで、今まで以上に理解することができた。」「SNSの利用の仕方についてどのようにしていくか子どもと話し合おうと思った。」「学ぶことで差別に気付けるし、常に差別を社会に残す立場になっていないか問い続けていきたい。」などの感想がありました。	コロナ禍でも、計画どおりの講座を開催し受講者数を伸ばしていることは、創意工夫あつてのことと評価する。ただ、女性活躍推進が急務である現状を踏まえると、20講座のうち男女共同参画にかかるテーマの講座が2講座であることは残念であり、令和5年度は増加策を検討されたい。 また、ここ数年、講師が固定化しているようなので、県内外から幅広い人材をリサーチされたい。 さらに、女性の人権を真正面からとらえた講座を検討されたい。
25	男性の育児参画の推進		(子ども支援課)
	父親の子育て講座などを開催し、家庭における固定的な性別役割分担意識を見直しながら、男性の育児参画を推進します。	親支援教室（ファミリー教室）を1回実施し、実績は次のとおりでした。 お父さんと「ふれ愛」ベビーマッサージ（3月5日（日）） 10組参加 父親向けの教室だけでなく、母親からも誘いやすいよう母親サロンを同時に開催しました。 助産師による進行のもと、父親が母親のフォローなしで子どもと接し同年代の子どもをもつ父親同士で情報交換することにより、子育てに対する興味や自信を引き出すことができました。	2年ぶりに親支援教室を開催できたが、男性の育児参画には有益な施策であるため、さらに開催回数と参加者数の増加に努められたい。 また、本年度は子育て支援者交流会が実施されていないが、情報収集と情報提供は重要であることなど、必要性を確認したうえで継続実施されたい。

26	人権教育講演会の充実	(人権教育課・各教育事務所)
	市民の人権や男女共同参画に対する理解を深め、人権を尊重する意識の高揚を図るとともに、一人ひとりが大切にされる社会の実現をめざすため、各地域住民および人権ネットワーク組織と連携しながら地域の課題に対応した啓発講演会を実施します。 【実績】 人権教育講演会 55回 2,427人 人権学習会 74回 1,369人 人権教育講演会については、各事務所単位で、人権教育指導員や人権担当者が中心となって、地域の現状に合わせたテーマで講演会を開催しました。 また、人権学習会については、各地域の保護者や成年以上の大人を対象に、ある程度固定したメンバーで、地域の人権課題や今日的な人権課題について学習会を実施しました。 内容は、令和4年5月に施行された「差別を解消し、人権が尊重される三重県をつくる条例」を切り口に、マジョリティ特権やマイクロ・アグレッション等にふれながら、社会の中でいかに女性の自立が阻まれているかについて問題提起され、参加者一人ひとりの人権意識を問うものがありました。また、「性の多様性」や「当たり前を見直すこと」等をテーマに取り上げた講演会や学習会もありました。 令和4年度は、参加者の人数を制限するなどの新型コロナウイルス感染症への対策をしつつ集合形式での実施が増え、一方的に情報を伝えるだけではなく、参加者が質問や意見交流をすることで学びを深めることができた講演会・学習会もありました。その一方で、オンライン形式から人数制限のある集合形式にしたことで、参加人数が減った講演会・学習会もありました。 今後も各地域の課題や今日的な人権課題に応じた学習会の内容にしていくことを大切にしながら、教育事務所や人権教育指導員、人権教育担当者と連携し進めていきます。	人権教育講演会、人権教育学習会ともに前年度に比べ回数増加は評価できる。 また内容についても、男女共同参画に沿った視点はあったようだが、今後はテーマ等で男女共同参画にかかわる課題を中心的に扱っていることが明確になることを期待する。 なお、本事業の講演会や学習会は、女性の人権について、外部のさまざまな女性当事者から積極的に学ぶ必要があることを認識されたい。

27	地域力創造セミナーの充実	(生涯学習課)
	講座を通じて、地域を活性化することや地域おこしの担い手となる人材を育成する地域力創造セミナーの開催を推進します。 市内各公民館では、地域力創造セミナーとしてさまざまな講座を開催しており、その中で、職場復帰をめざす人を支援する講座や、自活能力を高める料理や食育の講座を開催するなど、男女共同参画社会に向けた取り組みを進めました。 令和5年度からは、コロナへの対応も変化する中で、今までの対面の取り組みとともに新しい生活様式に応じたオンラインによる取り組みを組み合わせ、事業の推進に努めます。	今後も引き続き、男女共同参画の視点に立った事業継続に努められたい。 また、自治会長や自主防災会長など地域住民の声をまとめリードする女性割合が低いいため、女性リーダーを育成するためのセミナーを市内各公民館で早急に始めることを検討されたい。

⑨ 防災対策における男女共同参画の促進

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
28 男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進 防災会議への女性の参画を促進するなど、さまざまな機会において男女共同参画の視点を取り入れ防災対策を推進します。	津市防災会議における委員43人中、女性委員は7人で、女性登用率は16.2%です。女性委員の人数に変動はありません。津市防災会議の構成上、関係機関の委員が充て職により女性の登用が制約されますが、地域の防災に深い知見をもつ者として、地域の女性団体や医療・福祉関係団体から幅広く女性を登用しています。今後、男女共同参画の推進や女性の視点に立った災害対策が図れるよう取り組みます。 また、国民保護協議会についても、基本的に国の方針に沿って開催する形となりますが、女性の意見を積極的に取り入れていきます。	(危機管理課) 防災会議における女性委員の比率が平成28年度の数値とほぼ変わらず、なおかつ平成30年度と令和元年度から減少し、目標値の20%を達成できなかったことは遺憾に思う。関係機関の委員が全て充て職というなら、それを改善する活動の有無も大きな要因であり、新たな発想をもって努められたい。 また、男女比だけでなく、さまざまな年齢層で構成していくことも大切であると考えます。
29 避難所運営委員会の体制整備 男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮された避難所の設置と運営に努めます。避難所運営委員会の構成については、男女共同参画に配慮した体制が築けるように自主防災会などにも呼びかけます。	例年自主防災会等に対して、「自主防災組織に関するアンケート調査」を行っています。アンケート調査では避難所運営委員会に女性委員が何名選任されているか等の確認を行っているところです。なお、アンケート集計結果によると、回答があった避難所運営委員会設置済みの自主防災組織等は、指定避難所172箇所中71箇所、56組織です。そのうち構成人数について回答があったものについては、48組織となっており、女性構成員登用組織は48組織のうち31組織となっています。アンケートの回収率が100%でないため現状値は推計値となりますが、自主防災組織においての女性委員登用率は増加していると考えます。 引き続き、各自主防災会長を通じて、また、研修会や地域の防災学習会など、さまざまな機会を通して避難所運営委員会に女性委員の必要性を積極的に働きかけていくとともに、避難所運営に女性の視点を入れられるように努めていきます。	(防災室) 女性委員を含む避難所運営委員会の設置率が目標値の100%に到達しなかったことは残念だが、令和4年度に数値が10ポイント以上上昇したことは評価できる。 今後は実際の自主防災組織に足を運び、実態調査をするとともに、防災における意思決定場面への女性の参画や、男女共同参画の視点での防災組織づくり、避難所運営ができるよう助言指導を行うことに努められたい。また、活動が停滞している、または活動実態がない地域への積極的な働きかけにも努められたい。

30	備蓄品の見直し	(防災室)
	避難所にあらかじめ備蓄する物資については、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、計画します。 備蓄計画に基づき、避難所における公的備蓄の更新を行いました。 更新した物品の中で、女性の避難者が安心して避難できるよう、今まで備蓄していた生理用品を、酸化アルミ透明蒸着層特殊フィルムで保護された、10年間の長期保証付きの災害備蓄用生理用品へと変更しました。 引き続き、男女のニーズの違いや男女双方の視点にも配慮しながら、安心して避難ができるために必要な物品を精査するとともに、防災訓練や防災学習会等において、男女の視点の違いに配慮した、家庭等で備蓄する自助の推進および啓発を行っていきます。	「生理の貧困」が叫ばれる中、備蓄に不要となった生理用品を児童生徒用に利活用することは良いことである。 引き続き、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮した備蓄品の整備と利活用に努められたい。

⑩ 生活上の困難を抱える人への相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
31 相談事業の充実		(男女共同参画室)
身の回りのさまざまな問題に対して、相談事業を実施し、弁護士による面談、専門カウンセラーによる電話・面談での相談を受け、適切な対応をします。	市民を対象として夫婦・親子の関係、生き方などのさまざまな問題について無料相談を実施しています。 (1) カウンセラー相談（面談・電話） ①女性カウンセラー／第1～4火曜日 13:00～18:00 1人50分 実施回数45回 のべ105人利用 ②男性カウンセラー／第3金曜日 17:00～18:00 1人50分 実施回数12回 のべ8人利用 (2) 弁護士による相談（面談・電話）／第2木曜日 10:00～15:00 1人30分 実施回数12回 のべ116人利用 ※開催日時は令和3年度と同じ	男女ともに利用者数が増えたことは好ましく、引き続き、相談しやすい条件整備に努められたい。
32 女性のための相談事業の充実		(こども支援課)
女性の身の回りのさまざまな問題に対し、相談員が電話・面接により相談を受け、適切に対応します。また、相談窓口について、広報紙やインターネットなどを活用し、広く市民への周知を図るとともに、各種研修などを通じて相談員の資質向上に努めます。	婦人相談員が対応する相談内容は多岐に渡り、活用すべき施策も多領域に渡る中で、相談者の主訴を重視し、相談者の置かれている状況を理解するよう努め、できるだけ多くの選択肢から相談者自身が解決の道筋を決められるよう努めるとともに、日頃から庁内外の関係機関や関連部署との連携を図り、必要な支援に関する情報収集を行いました。 相談者自身が解決を図ることができるよう、相談者に対するアセスメントや支援方針を相談者と共に検討していく必要があるため、引き続き、積極的に研修等に参加し、相談員の資質向上に努め、困難を抱える女性に寄り添った相談の実施と当相談室のPRにも引き続き努めていきます。 ※令和4年度女性相談受付実人数 250人、延べ相談件数 348件	相談者に寄り添う形で相談事業を実施していることを評価する。 引き続き、相談員の資質向上を図るなど相談体制の充実に努められたい。

33	障がい者の自立への支援		(障がい福祉課)
	障がい者個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活および自立への支援を行います。	障がい福祉サービスを始めて利用される方の聞き取り時において、生活状況等を含め状況の確認は行っており、またその後において、サービス利用を継続していく中で相談支援専門員が定期的にモニタリング等を通して状況を聞く機会があり、何らかの被害にあっている状況が確認できた際には、関係機関への連絡等の対応を行っています。 なお、障がい者の雇用促進につながるよう、ハローワーク、商業振興労政課とともに毎年「障がい者のための企業面接会」を開催しておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和4年度も中止となりました。	障がい者の就労支援は、自立への足掛かりとして重要な役割であるが、支援に際し、特段ジェンダーに配慮した取り組みを行っているとは思えない。今後はこのような視点を持って、職員研修・サービス提供、男女別データの比較検証などし、障がい女性の支援に取り組まれない。
34	メンタルヘルス事業の推進		(商業振興労政課)
	勤務者のメンタルヘルスに係る問題などが増加する中、対策が不十分な中小企業や事業所の相談室には行きづらいなどの声に対応できるよう、専門のカウンセラーによる相談事業を開催します。	毎月第2金曜日に2枠、第4水曜日に1枠、夜間に、専門のカウンセラーによる勤労者メンタルヘルス相談事業を実施し、勤労者の悩み相談、ストレス解消等を支援し、勤労者の健康増進を図りました。(令和4年度相談実績 のべ31人) 当事業は、市内に在住・在勤の就労者を対象にしています。相談については、個人のプライバシーに係る相談内容が多く、秘密厳守で実施しているものであり、事業者への照会や問い合わせ、指導等はしておりませんが、内容によっては、より専門機関への案内を相談の一貫として行っています。 今年度においては、寒波に見舞われましたが、感染症対策を十分に配慮したうえで、滞りなく開催できました。	男女共同参画にかかる多様な悩み事があると推察されるため、引き続きその視点を常に意識した事業を求める。 また、コロナ後の経済的な問題や環境変化など、ストレスや悩みを抱える相談者は増加傾向と推測できることから、オンライン利用などの体制整備と事業の周知徹底を進められたい。

35	青少年相談活動の充実	(生涯学習課)
	非行その他の問題行動に悩む保護者や悩みを抱える青少年に対し、津市青少年センターや学校、適応指導教室などにおいて相談を行うとともに、関係機関と連携し適切な援助を行います。 保護者や関係機関からの相談につきましては、学校や放課後児童クラブでの生活に関する相談を行い、助言や関係機関との調整につなげました。 また、子ども本人からの相談では、相談者の立場に立って肯定的に傾聴し、相談しやすい環境づくりに取り組み、継続的な相談に対応する等子ども達への支援を行うことができました。保護者からの相談についても同様に相手の立場に立った傾聴を心がけ、必要に応じて、専門機関につなぐことができました。 引き続き青少年およびその保護者が悩み事相談できるよう啓発活動に取り組むとともに、積極的に街頭指導も行っています。今年度においても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、街頭指導に制限が生じたが、昨年度同様、センター職員のみで街頭指導を行う、密接しない距離で声をかける、啓発物品の手渡しを控えるなど、工夫しながら実施を継続しました。 令和4年度実績 ①放課後児童クラブの相談（放課後児童クラブを個別に訪問し、懇談を実施） 放課後児童クラブの運営に関する悩み事、特別な支援を必要とするお子さんへの接し方、保護者と運営者の関係、子どもの居場所・いじめに関する相談事 60件程度 ②青少年の悩み事相談 中学生・高校生の男女交際関係、不登校に関する相談、身体・精神に係る相談、家族関係等 7件	ジェンダーや性の多様性等に係る悩みを持つ青少年が増えていることから、その支援準備を整えることに努められたい。 また、青少年の男女交際関係にかかる相談の背景に、DVや妊娠ほか、深刻な問題が潜んでいる可能性があるため、相談員はジェンダーやLGBTQ等への知識習得や最新情報の取得を図り、本質的な困難の改善につながる援助に努められたい。

⑪ 男女の生涯にわたる学習の場の提供

事業名・内容		令和4年度の取り組み	審議会からの意見
36	男女共同参画に関する講義科目の充実		(大学総務課)
	男女共同参画意識を育てるために、男女共同参画に関する講義科目を充実させるとともに、政治・経済・社会における男女共同参画社会の在り方の教育・研究を進めます。	今年度においても、「ジェンダー論」と「差別と人権」を開講しました。例年人気の高い講義となっており、ジェンダーへの関心が伺えます。両科目とも共通科目となっているため、学科に関係なく受講することが可能となっておりますが、教室への人数制限により、受講できない学生もいました。希望者が一人でも多く受講できるような体制づくりを行いたいと思います。 今後も、これらの講義を継続し、学生だけでなく教職員も人権に対する意識の向上に努めていきます。	社会で活躍する女性を輩出するためにも、男女共同参画にかかわる講座は今後も必須であるため、女性の経済的自立やライフプランについて学べる講座も積極的に取り入れ、開催時には受講制限をかけなくてもよい措置を講じるよう努められたい。

⑫ 男女の生涯にわたる健康の支援

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
37	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）を促進する意識啓発	（男女共同参画室）
	性と生殖に関する健康と権利についての理解の普及に努めます。 また、女性が安心して妊娠・出産・育児期を過ごすことができるよう、母子保健サービスを提供します。 三重県内男女共同参画連携映画祭 2022 において、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツのパネル展示を行い、来場者に対して、啓発を行った。 内閣府が主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」の若年層予防啓発研修では、「若年女性のリプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツ」の内容が含まれ、この研修を当室職員が受講し、また、庁内関係課に対しても受講に係る通知を行い、被害者支援の体制を整えました。 「からだ（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）・多様な性」をテーマのひとつとして入れた図書リストについては継続して市民センターへ設置しており、今後はリストの更新をしていく予定です。	市民のリプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する認知度は依然低く馴染みも薄いため、イベントでのパネル展示や図書リストの整備のみならず、本事業を通じて、広く啓発の実施を求める。その際、まんべんなく啓発するのではなく、健康づくり課や、第4次津市男女共同参画基本計画からの教育研究支援課の対象以外をターゲットとした啓発を展開することに努められたい。
	10 か所の保健センターにて、妊婦が安心して妊婦・出産・育児ができるよう、保健師等が妊娠、出産、育児期の相談に応じながら、母子健康手帳を交付し、その際には妊婦の母体の健康維持、感染防止、メンタルヘルスに係る情報提供を行いました。 また、母子手帳交付時に、全ての妊婦を対象に応援プランと一緒に作成し、妊婦のパートナーを含めた家族に対し、妊娠、出産、育児に向けて必要な支援ができるよう、さまざまな例を挙げて妊婦とパートナー等家族が共有できるように説明しています。 令和5年1月から、津市出産・子育て応援事業が開始され、妊娠届出時、妊娠8か月（希望した方）、出産後の赤ちゃん訪問までの3回、伴走型相談支援として面談を行っています。さらに、継続して支援が必要な対象者には、関係機関と連携を取りながら、出産後の育児がスムーズに	（健康づくり課） 市民のリプロダクティブ・ヘルス/ライツに対する認知度は依然低く馴染みも薄い。本事業を通じて広く啓発を実施するとともに、妊産婦だけではなく、パートナーへの啓発、また妊娠しても出産を望まない女性への支援についても継続をお願いする。保健師等支援者は、できるだけ広い視野で幅広い情報を妊産婦に提供し、安心安全な産前産後を送れるよう支援を継続されたい。

		行えるよう支援計画を作成し継続支援しました。 また、妊婦教室、乳幼児健康相談、離乳食教室、乳児家庭全戸訪問、産後ケア事業など、母子保健サービスにおいて、感染防止対策を講じながら育児支援を行いました。 妊娠しても出産を希望しない等、何かしらの支援が必要と思われる女性への支援については、医療機関と情報共有し、連携をとりながら継続支援を行いました。	
--	--	---	--

38	男女の生涯にわたる健康の保持・促進	(健康づくり課)
	乳幼児期から高齢者まですべての世代におよぶ切れ目のない健康づくりを行います。 津市第3次健康づくり計画に基づき、妊娠期から高齢期まで各世代に応じた10分野「食生活・栄養」、「運動」、「たばこ」、「アルコール」、「歯とお口の健康」、「生活習慣病・がん」、「休養・こころ」、「仲間づくり」、「感染症・熱中症」、「災害の備え」における取り組みを行っています。 今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、直接の健康教育の機会は減少していましたが、生涯にわたり健康的な生活習慣が送れるように、前年度に続き、広報やホームページ、リーフレットを活用した健康情報の提供を行いました。また、健康づくりの取り組みに対して健康ポイントを付与する「津市健康マイレージ事業」や津市健康づくり実践企業に登録している企業に対しての健康情報の提供を通じて、健康診査、がん検診および歯周病検診の受診率向上、感染症予防、生活習慣病予防、こころの健康づくり等の啓発に取り組みしました。	コロナ禍において、さまざまな工夫をしながら市民の健康づくりに尽力をされていることは評価できる。一方で、健康づくりは市民自身の自助努力が肝要であることから、例えば、津市健康マイレージ事業のPRや盛り上げを行い、一人でも多くの市民参加を実現するなど、他の施策を併用しながらも、市民の健康づくりの自立を促す事業を選定し、集中実施することを検討されたい。
	特定健診を受診しやすい体制づくりとして、引き続き、住民税非課税世帯の無料化、土日の実施、出前健診の実施、特定健康診査以外での健診結果データ受領を行いました。 また、施設健診については、1月まで実施期間を延長したほか、新型コロナウイルス感染症の対策が必要な今こそ生活習慣病が重症化の原因になることを啓発し、特定健診の受診を呼びかけました。 さらに、健診受診率の低い地域の自治会の協力により、未受診者への訪問について回覧板で事前周知し、訪問による受診勧奨を211人に実施しました。また、今年度66歳で健診の受診確認ができない人のうち、過去3年間未受診者および、まだら受診のひと、過去3年間まだら受診で令和3年度の受診は確認できたものの、昨年度電話勧奨できなかった74人に対して電話勧奨を行いました。加えて、ハガキによる勧奨は8月に13,091通、9月に28,972通を送付しました。今後も、より効果的な健診啓発や受診勧奨を実施し、受診率向上をめざします。	(保険医療助成課) コロナの影響を受け受診率が低下する中で、受診の呼びかけをさまざまな手段でされているところを評価する。 しかし、コロナ禍での外出制限や医療機関への出入りの敬遠が受診率の向上を妨げたようにも思われるため、受診しない要因を把握し、それに応じた工夫や健康マイレージ事業との連携を強化して推進されたい。

39	学校における健康教育の推進	(教育研究支援課)
	児童・生徒の発育、発達段階に応じた正しい性に関する指導や疾病予防、がん教育などを推進するため、健康教育を行います。 性に関する指導に関しては、小学校低学年では生活科において赤ちゃん人形を用いて命の大切さの学習を行ったり、4年生では保健の授業で二次性徴の学習をしたりするなど、発達段階に応じた指導をしています。生命の安全教育としては、プライベートゾーン等の学習など、発達段階に応じた指導を実施しており、今後の小学校での生命の安全教育の充実に向けて、取り組みを検討しています。中学校では、保健の授業での学習に加え、産婦人科医や助産師等の専門家を講師に招へいし、性に関する正しい知識や命の大切さ、将来のライフプラン、性被害の防止（生命の安全教育）等について学ぶ思春期ライフプラン教育をすべての中学校で実施しています。 疾病予防については、小中学校の保健の授業で、学習指導要領に基づいて実施しています。その中でも、がん教育については、津市がん教育実施要項を策定し、がん経験者の方を講師として招へいし、児童生徒にがんの経験や家族ががんになったとき、どう支えていくのかなどを実生活につながる内容で講演いただきました。令和4年度は、中学校5校で実施しました。 今後も、保護者や関係機関、学校医等と連携を図りながら、各校の実態に即した健康教育を推進していけるよう、継続して取り組みを進めていきます。	当該事業の実施にあたっては多様な視点が求められるが、検討しながら事業を実施しているので、今後も引き続きその姿勢を維持されたい。 また、生命の安全教育では、子どもたちを被害者にならないことはもとより加害者にもしない取り組み、すなわち自分と相手の体と心を大切にする人権教育をベースとして行うことに目を向けられたい。 性に関する授業指導に関しては、いつどのような授業を行うのか、行ったのかを保護者にも開示することが望ましい。また、性に関する知識は世代間ギャップが大きいので、家庭でも性についての話し合いができるように情報共有を行うことを検討されたい。

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

⑬ DV 防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容		令和４年度の取り組み	審議会からの意見
40	DV防止に関する啓発の実施		(男女共同参画室)
	各種イベントや講座などを通じて、DV防止に向けた啓発に努めます。	11月の「女性に対する暴力をなくす運動」の期間には当室発行のメールマガジンで相談先の案内や三重県総合文化センターで実施される、パープルリボン運動の啓発を行いました。 本庁舎、各総合支所、各図書館および各保健センターにおいて、「女性に対する暴力をなくす運動」啓発のためのポスターの掲示、啓発シールの配布等を行いました。 また、内閣府が主催の「性暴力、配偶者暴力等被害者支援のためのオンライン研修」の配偶者暴力被害者支援研修を当室職員が受講し、被害者支援の体制を整えました。 今後も引き続き、機会を捉えて関係部署と連携するとともに、DV防止に向けた啓発と知識の向上に努めていきます。	DV被害者で相談した人の比率が目標値に届かなかったことは残念である。 今後も毎年積極的に研修を受講し、知識ある職員を増やすとともに、支援体制の整備や啓発内容・方法の工夫に努められたい。 また、多くの市民への男女共同参画やDVに対する正しい知識習得や被害者への相談を促すための施策を実施されたい。

41	DV防止のための活動と被害者などの支援	(こども支援課)
	周囲の人が早期発見できるよう、教育機関、保健所および福祉関係窓口、医療機関などとの協力体制づくりに努めるとともに、庁内の関係部署や県女性相談所、警察などの関係機関との連携により、DV被害者および同伴児童などの緊急時における安全確保および一時保護を行います。また、被害者の自立に向けて、各種制度の利用方法などの情報提供、助言その他の援助を行います。 庁内関係部署や警察等と連携し、DV被害者が本市の女性相談につながるよう取り組むとともに、若年から高齢までさまざまな年齢層の女性等、母子だけにとどまらない相談に努めました。 障がいを持つ被害女性については、障がい特性に応じた支援体制の検討を行い、外国人女性については、通訳等を通じて本人の支援の方向性等を確認することが必要となる等、庁内外の関係機関と連携しながら、安全確保やその後の自立に向けた支援を実施しています。 引き続き、相談を必要とする市民に向けて情報が届くようPR方法を工夫し、活用できる社会資源について日頃から情報収集し、一時保護や支援措置を実施していきます。 (令和4年度実績) 相談件数 81 件 (実人数 43 人) 一時保護 1 件	複合的な困難を持つ女性に対しても支援を工夫し、取り組まれていることは評価できる。またDVと気づいていない被害者も潜在すると思われるため、さまざまな年齢・背景を持つ方に情報が届くよう繰り返し啓発に努められたい。 また、男女共同参画の観点を踏まえ、「配偶者や恋人など親密な関係」の範疇を女性に特定することなく、同性間のDVや女性から男性へのDVについても対応するよう検討課題とされたい。

42	津市児童虐待防止等ネットワーク会議（要保護児童対策地域協議会）の推進		（こども支援課）
	津市児童虐待防止等ネットワーク会議の円滑な運営を行います。関係機関とのネットワークづくりを進め、DVや児童虐待の対応から、予防への重層的な支援ができるよう仕組みづくりを進めます。	津市児童虐待等防止ネットワーク会議代表者会議を7月に開催し、津市の現状に係る情報共有を行うとともに、三重県児童相談センターから講師を招き、「トラウマの人生に与える影響～トラウマインフォームド・ケアの必要性について～」と題した研修会を実施し、虐待対応について理解を深めました。新型コロナウイルス感染症対策のため、市関係各課の出席は見合わせましたが、会議資料を送付し、情報共有に努めました。 個別ケースについては、中勢児童相談所や警察署との実務者会議を定期的に開催するとともに、支援方策を実践するため、必要に応じて学校等の関係機関とケース会議を実施しています。 引き続き、関係機関、団体等の連携を強化し、要保護児童等への適切な対応および家庭への支援を図ります。	今後も、児童生徒の安全確保のための適切な対応をしていただきたい。 昨年に引き続き、代表者会議と研修会を実施したことは評価できるが、参加を見合わせた市関係各課へは資料送付に止まっているので、オンラインによる参加や、動画撮影による情報共有等、会議や研修会の効果を活用されたい。
43	児童虐待防止および要保護児童への支援		（こども支援課）
	DVや児童虐待に関する相談および要保護児童への支援を児童相談所などの関係機関と連携し、適切なタイミングで適切な支援ができるように努めます。	家庭児童相談の第一義的な窓口として、さまざまな相談や通告を受け、必要に応じて児童相談所へつなげるなど、児童の安全を最優先に迅速かつ適切な対応に努めました。 児童虐待の対応については、市が最初の相談窓口として状況の確認を行い、児童相談所と協議しながら支援方針を整理し、関係機関と連携して支援を行いました。 特に、保育園、幼稚園、学校等の関係機関と連携し、定期的な児童を取りまく状況変化の把握に努め、必要に応じて適切な支援につなげるように努めました。 （令和4年度実績） 相談件数 1,044 件（うち虐待通告件数 276 件）	相談件数と虐待通告件数が増えていることが憂慮される。引き続き、迅速かつ的確な対応を検討されたい。 昨今の児童虐待は凄惨な事案も多くみられることから、さまざまな相談や通告に対し、より踏み込んだ対応を行い早期発見や支援に努められたい。

⑭ あらゆるハラスメントの防止に向けた教育、広報、啓発および被害に対する相談・支援体制の整備と充実

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
44	市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対する周知徹底および相談の実施 市職員におけるあらゆるハラスメントの問題に対して、その防止のために各所属に対しての周知徹底を行うとともに、引き続き相談窓口を設け相談などに適切に対処します。 職員の各種ハラスメントに関する相談については、デリケートな内容を含んでいるため、人事担当部署が相談窓口となり、対面による面談だけではなく、メールや電話なども活用し、できる限りプライバシーを確保するように努め、相談内容によっては、対応する職員を同性にするなど、相談者が相談しやすい環境づくりに努めています。 また、人事担当部署による事実確認の結果、明らかにハラスメントの疑いがあると思慮される場合や相談者が人事担当部署の判断に不服がある場合において組織的な対応を行うため、令和4年4月1日付で、ハラスメントに関する事実調査委員会と事実認定調査委員会を設置しました。 このような相談体制のなか、令和4年度は、セクシュアル・ハラスメントに関する相談が1件、パワー・ハラスメントに関する相談が5件の計6件の相談があり、そのうち2件については、上記の委員会にて対応しました。 併せて、ハラスメントに係る研修としては、階層別研修において、新たに部下を管理する立場となる新任担当主幹および新任担当副主幹に対し、三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」専門員が講師として、具体的な事例を示しながら予防方法や対処方法を身に付けるための研修を実施するとともに、全職員を対象として、パワー・ハラスメントを中心としたハラスメント防止に係る動画研修を実施し、ハラスメントに対する全職員の意識の啓発および知識の向上に努めました。	(人事課) 今年度から事実調査委員会と事実認定調査委員会を設置したことは評価できる。ハラスメントに係る相談が6件とのことだが、発生したハラスメントの内容を精査し、同じような事案が発生しないよう慎重に対応するとともに、引き続き職員への教育を徹底し、市民の模範となる職場づくりをめざされたい。 また、動画を見るだけのハラスメント研修にならないよう、多様な研修方法を実施することに努められたい。

45	職場などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施	(人権課)
	職場などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関するチラシの配布やポスターの掲示などによる啓発を行います。また、トラブルの解決を援助する相談機関を紹介します。 人権課、男女共同参画室、商業振興労政課および各総合支所地域振興課（生活課）が連携し、市内 30 事業所を訪問する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訪問を辞退する企業があり、24 事業所の訪問に留まりました。 訪問できた事業所では、面談にて C S R についての取り組みや従業員の公正採用、働きやすい職場環境、外国人や障がい者の雇用、性的指向・性自認への取り組みなどについて意識啓発を図るとともに、男女共同参画の視点から女性の管理職登用やワーク・ライフ・バランスなどの啓発を行いました。聞き取りやアンケート結果からは、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性職員の積極的な役職への登用などが図られている一方で、規模の小さな事業所では、育児・介護休業制度により、その間の人員不足が課題であるとの意見もありました。	事業所訪問を再開できたこと、そしてその聞き取り等から課題も見つかったことは大きな成果である。事業所との連携を強化し、ハラスメント防止に関わる課題の解決に向けて取り組みを進められたい。
	市内で男女共同参画に関する活動をしている団体が集まり、団体同士の情報交換・連携強化を図る津市男女共同参画交流会において、ハラスメントについての研修・勉強会を開催し、より知見を深め、今後の団体活動に反映してもらいました。 また、事業所に対しては、企業訪問を実施し、ハラスメント対策に関するアンケートや啓発を行いました。 「DV・性暴力・セクシュアル・ハラスメント」をテーマのひとつとして入れた図書リストについては、津市ホームページに継続して登載しており、今後はリストの更新をしていく予定です。	(男女共同参画室) 男女共同参画に関する活動をしている団体同士の交流会でハラスメント防止を啓発できたことはよかった。また、事業所訪問を再開できたことも評価する。職場におけるハラスメント防止に対しさまざまな活動で啓発されているが、DVやハラスメントは増加しており、さらに工夫を凝らした実効性のある施策を検討し実施されたい。

			(商業振興労政課)
		職場の労働問題に対する啓発として、労働相談に関するポスターやチラシ、リーフレット等について、当課窓口に配架、労働局からの通知をその都度、市広報に登載するなど、引き続き努めております。セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメント等を含め、職場でのトラブルや労働条件等に関し相談できる窓口として、県機関である三重県労働相談室を案内しました。 また、毎月3回に回数を増やし開催しているメンタルヘルス相談においては、職場でトラブルにあった方からの相談に基づき、内容に応じ、より専門的な窓口にご案内できるよう相談員と調整を行いました。 より広い啓発活動ができるよう 人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問(24社)を実施する中で、啓発を行いました。	労働相談やメンタルヘルス相談に積極的に取り組んでいることを評価する。また、今年度は事業所への訪問が再開され、実効的な啓発に至ったと思慮する。さらに実態調査を含め、事業所への訪問による啓発を進められたい。
46	教職員などにおけるあらゆるハラスメントに対する防止対策の実施		(学校教育課)
	教職員などにおけるあらゆるハラスメントの防止に関して、管理職の研修において啓発したり、職場における意識の改革を図るセミナーへの参画を促します。また、啓発リーフレットの配布などを通じ、セクシュアル・ハラスメント防止の周知・徹底を図ります。	学校現場におけるハラスメント防止の取り組みについては、教職員から児童生徒に対するもの、教職員間同士のもの、いずれも安全安心な学校をめざし、保護者、地域からの信頼を得続けるためにも、必要不可欠なものです。 昨年度は、双方の理解が十分でないために起こった人間関係の拗れにかかる相談が数件ありました。教育委員会としましては、客観的な視点から、双方の理解が進むよう取り組みを進めたところです。 社会が多様化し、教職員も同様に多様化しています。学校長には、小中学校長会等において、単なるハラスメント防止だけでなく、相互理解が進む手立てを講じるよう指示していきます。	人間関係の拗れにかかる数件の相談について、相談しやすい体制が整ったとも考えられる。一方で、人間関係の拗れがハラスメントやいじめにつながる可能性を秘めていることから、十分な内容精査と必要な関与、さらに継続的な見守りを実施されたい。 相談が数件にとどまっていることについては、相談窓口としてあまり周知されていないのではないか、または相談しづらい相談先とされているのではないか、とも推測されるため、引き続きハラスメント研修も積極的な実施を求める。

⑮ 幼児期からの人権尊重と男女共同参画の理解の促進

事業名・内容		令和4年度の取り組み	審議会からの意見
47	幼児期からの男女共同参画の学習機会の充実		(子育て推進課)
	幼稚園、保育園、こども園などにおける日々の教育・保育の中で、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の能力を発揮することができるような指導に努め、幼児期からの男女共同参画の学習の機会の充実を図ります。	園長会にて作成した「子どもの人権を守るためのチェックリスト」を全職員対象に実施しました。それを元に園長、副園長、主任が自園の傾向を把握し、気になった項目について、職員とともに園内研修やクラス会議の中で話し合ったり人権劇を行ったりして全員が考える機会を設けた。また、園長会、主任会で各園の情報交流を行い還流しました。	各園で子どもの人権を守るための取り組みを継続実施していることは評価できる。また、職員が男女の固定観念の解消に配慮した保育を行っているが、園児に対する男女共同参画の体験学習の機会についても充実されたい。 また、チェックリストに男女共同参画や性に関する具体的な項目を挙げていないのは不十分であるため、今後チェックリストの改良時には必ず男女共同参画や性の人権に関する具体的な項目の取り入れを検討されたい。
		生涯の学びにつながる人格形成や非認知能力の基礎が培われる重要な幼児期に、遊びや生活を通して育つ心の力は、幼児を取り巻く大人の意識が大きく影響します。そのことを担う教員の自覚を高めるため、幼児一人ひとりの特性に応じた指導の充実や心と体を動かす遊び等、研修の充実を図りました。また、幼稚園生活の中で友達とかかわりながら、幼児が自発性を基盤とし、自分とは違う考えに出会うなど、多様な経験を重ねることを大切にする幼児教育の質を高めるため、幼児教育アドバイザー等を活用し、研修の充実を図ってきました。また、全園に整備されたICT環境を活用し、幼児の園での生活の様子をデジタル配信するなど、子どもの姿を通して幼児教育の重要性を保護者に発信し、家庭との連携を深めるよう努めました。引き続き、家庭や地域とともにある園づくりをめざし、子どもの多様性が認められる豊かな環境で育つ取り組みが必要です。また、幼児期の学びを小学校教育につなぐ教育課程を見直し、互いの教育内容の改善・充実に向けた幼小接続を進めています。	(学校教育課) 各園での様子をデジタルで配信し家庭との連携を深めたり、幼児に影響を与える教員教育の充実に力を注ぐなどの点は評価する。一方で園児への男女共同参画のダイレクトな体験学習の機会の充実には至っていないと思われる。第4次津市男女共同参画基本計画からはこの事業は、基本目標1の施策1となり、新基本計画では計画全体の根幹となる事業となっていることから、具体的な取り組みを検討し実施されたい。

48	児童福祉施設における男女共同参画意識づくりの推進		(子育て推進課)
	保育士および施設管理者において男女共同参画意識づくりについて働きかけます。	大人の姿や言動を見て幼い子ども達はそれが当然のこととして成長していきます。男女の役割について固定的な観念を持たないように、ジェンダーバイアス解消に向けて今後も継続して意識を持って保育を行っていききたいと思います。特に職場の中でリーダー的役割を担う事務所の職員が率先して男女の固定概念を払拭できるように、研修会に参加するなどして意識を高めていききたいと思います。	気づきにくいジェンダーバイアスもあるため、今後もジェンダーに対する感覚を磨き、職員のジェンダーバイアス払拭に努められたい。また、保育者が固定的性別役割分担に捉われないよう意識改革をし、子どもの見つめる保育環境を整えていることがよくわかる。ただ、子どもは施設内だけでなく外部のさまざまな影響も受けるため、今後は子どもたちの意識改革も行えるような取り組みに期待する。
49	男女共同参画の視点に立った進路指導・生徒指導の推進		(教育研究支援課)
	中学生を対象に職場体験、ボランティア体験など将来の進路にかかわる体験活動を積極的に実施し、望ましい職業観や勤労観を養い、主体的な進路選択能力の育成を図るとともに、男女が共に家庭や地域における生活に参画していくという観点から、必要な知識と技術の修得ができるよう学習内容の充実を図ります。また、一人ひとりの個性を十分に尊重し、各人の持つ能力を発揮することができるよう進路指導・生徒指導に努めます。	本年度はコロナ禍ではありましたが、感染対策を講じたうえで実施可能な範囲で活動を再開し、21校（分校を含む）中、15校が職場体験学習または、職業インタビューを実施しました。そのほかの6校も校内でさまざまな職業の方からの講話を聞かせていただき、中にはオンライン会議システムを活用し、職業講話を行った学校もありました。職場体験学習は、社会の中で働く方々の職業観や、仕事に対する思いなどに触れ、子どもたちが実感を持って職業について学び、キャリアデザインをしていくために非常に効果のある取り組みとなっています。また、体験先を考える際などに、男女共同参画の視点を持ち、性別に関係なく選択できるよう配慮した取り組みがされています。進路説明会や進路に関する懇談会等、保護者とともに生徒の進路や夢について考える機会においても、男女共同参画の視点を持ち取り組みを進めていきます。	職場体験学習や職業インタビューを再開できたことは評価する。子どもたちが性別に制約されずにキャリア選択できるように、その環境づくりに支援されたい。今後は、講師を招へいする場合、男女比が均等になるよう配慮することや、従来の性別役割分担意識を覆すような講師招へいを意識されたい。

50	人権出前講座の充実	(人権教育課)
	保護者や地域住民の人権意識の基盤づくりを意識し、男女共同参画などの視点も含めた、主体的に学ぶことのできる人権研修会を実施し、一人ひとりが大切にされ自分が自分らしく生きられる社会について参加者が、学び合い、深まる機会をつくります。 【実績】 人権問題を考える小集会【開催数 49 回 参加者 1,380 人】 地域における人権意識の高揚を図るため、地域住民を対象に公民館等での人権出前講座や、園・校の P T A を対象とした出前講座を実施したり、市民活動団体と連携し、園児と保護者を対象とした人権人形劇の公演等を実施したりしました。 令和 4 年度は、新型コロナウイルス感染症への対策をしつつ集合形式で実施し、グループで話す機会を設定出来た出前講座もありました。 内容は自分の中にある偏った見方や固定的な意識に気づくために、ワークショップの手法を用いるなど、受け身的な研修で終わらないように工夫し、参加者が主体的に学ぶ場にできるよう取り組みました。テーマについては、公民館や P T A 等の要望に合わせて設定されますが、中には日常生活の中で刷り込まれている性別役割分担の意識やジェンダー・ギャップについて取り上げた講座もありました。 今後も「人権問題は社会問題であり、私たち一人ひとりがその当事者である」「マイノリティが抱えさせられている問題は、マジョリティ側の問題である」という気づきが得られるよう、身近な話題を切り口にしながら女性の人権をはじめさまざまな人権に関わる問題を取り上げ、継続して働きかけていきます。	コロナ禍の中で小集会の開催数と参加者数が増えたことは好ましい。さらに男女共同参画の視点を主眼とした講座の増加を期待する。なお、取組状況の記述にあたっては、男女共同参画の視点に立ち、それに係る情報をより詳細に記載されることを望む。

51	人権教育ステップアップ事業の実施	(人権教育課)
	人権感覚あふれる園・学校づくりを推進していくために、教職員を対象に男女共同参画をはじめとする人権教育に関するさまざまな講座を開設し、教職員の実践力の育成を図ります。 【開設講座】10 講座 「多様な性のあり方にかかわる講座」「女性の人権にかかわる講座」「障がい者の人権にかかわる講座」「部落史講座」「ワークショップを使った人権学習講座」「人権教育基礎講座」「人権教育の視点に学ぶ外国人児童生徒教育講座」「生活つくり方講座」「共に生きる力を育む講座」「人権保育講座」 学校では、家庭科や社会などの教科の学習や、日常の活動などの中で、固定的な性別役割分担意識や性差に対する偏見についての学習を進めています。しかし、子どもたちが出ていく社会の中で、女性がおかれている状況は、ジェンダー・ギャップ指数からも厳しい現実があります。まずは、教職員がその現実等を認識した上で取り組みを進めていく必要があります。 令和4年度も「女性の人権にかかわる講座」を開設し、公益財団法人世界人権センターの源淳子さんを講師に招いて、生きづらさを感じさせられている女性の実際の声や、自分らしく生きるために必要な4つの自立など、具体的な内容でお話いただきました。参加者からは、「今の社会は男性として生まれてきただけで、労せずして優位性を得られており、女性として生まれてきただけで自己実現が阻まれてしまう現実がある。そんな社会を自分も支えてしまっている一人なのだということを、男性である自分がまず自覚することが大切だと分かった」などの感想がありました。 次年度も、「女性の人権にかかわる講座」を継続して実施していきます。	ジェンダー・ギャップ指数が過去最低を記録し、とりわけ政治と経済分野における男女の格差が全く縮まらない状況にある。こうした課題を切実に受け止められ、一人ひとりが行動しようとする気持ちがわくような講座開設を期待する。 一方、本事業では、全ての教職員に女性の人権の研修ができていない。第4次津市男女共同参画基本計画は男女共同参画の教育が重視されていることから、全教職員に視聴させる取り組みを検討されたい。

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

⑯ 男女共同参画推進のための連携体制づくり

事業名・内容		令和4年度の取り組み	審議会からの意見
52	三重県男女共同参画センターなどの活用		(男女共同参画室)
	男女共同参画に関する各種講座への参加促進および施設の活用を図ります。	三重県男女共同参画センター「フレンテみえ」で開催する事業のパンフレットやチラシを、随時、窓口へ設置し、市民へ情報提供しています。 令和4年度のフレンテまつりはオンラインでの開催となり、令和3年度に続き、津市男女共同参画フォーラム実行委員会の参加は見合わせました。 三重県内男女共同参画連携映画祭については、新型コロナウイルス感染症拡大の状況を見ながら各市町が開催し、会議等もオンラインでの開催やメールなどでの調整となりましたが、各市町が情報交換を行いました。 講師派遣事業では、2団体に対して、フレンテトークを利用した男女共同参画に関する研修会を実施しました。 また、関係団体に参加頂いた、津市男女共同参画交流会の研修・勉強会において、フレンテみえ職員による「ハラスメント研修」を実施しました。	フレンテみえと連携し、市民への情報提供や啓発活動を行うことは重要だが、津市独自の男女共同参画を進めるために、津市の男女共同参画センターの設置を繰り返し要請する。
53	男女共同参画推進団体などへの支援		(男女共同参画室)
	男女共同参画を推進している各種団体を支援するとともに、地域における男女共同参画の促進を図ります。	11月26日(土)に開催した津市男女共同参画フォーラムにて、男女共同参画を推進する各種団体の展示や取組紹介を行った。 3月22日(水)に開催した津市男女共同参画交流会では、研修・勉強会を実施し、知見を深め、今後の団体活動に反映していただいた。 今後も、市民活動団体との連携を強化し、各団体間での情報共有を行うことで、本市の男女共同参画を盛り上げてまいります。	男女共同参画フォーラムの開催や津市男女共同参画交流会により、市の男女共同参画を進めていく姿勢は評価するが、その成果を市民にしっかりと反映していくことが何より大切である。津市男女共同参画交流会では、参画室も交えた団体間での情報共有のシステムが必要で、研修(事業45に報告あり)よりも意見交換の場とすべきである。

54	関係機関・事業所・各種団体との連携による啓発の推進	(男女共同参画室)
	三重労働局など関係機関および各種団体と連携し、男女共同参画に関連した情報交換や、事業所などにおけるチラシ、ポスターなどの掲示による男女共同参画に関する啓発を行います。 三重県内男女共同参画連携映画祭では、県内5つのセンターと20市町が連携して映画を通じ、男女共同参画を身近に感じていただくための事業を実施しました。 三重県産業支援センターによる令和4年度地域活性化雇用創造プロジェクト「女性の就職支援事業」および「企業向け働き方改革取組推進事業」へ後援しました。 また、9月～10月に実施した「女性のための就職応援セミナー」は、三重労働局の後援を受けて実施しており、参加者や事業内容に応じ、参加者へ労働局等の資料提供を行いました。 今後も関係機関および各種団体と連携し、啓発等を行っていきます。	県内関係機関と連携し、資料提供や啓発活動に取り組んだ点を評価する。今後も効果的な連携の維持に努められたい。また、三重県の男女の給与格差が全国で最下位であることについて、さまざまな関係機関や事業所・各種団体と議論し発信することで、男女共同参画への本気の取り組みに努められたい。 (商業振興労政課) 三重労働局や三重県との連携をさらに強化し、市内事業所への啓発に取り組みながら、三重県の男女の給与格差が全国で最下位であることについて、さまざまな関係機関や事業所・各種団体と議論し発信することで、男女共同参画への本気の取り組みに努められたい。

⑪ 市内事業所・働く場への男女共同参画の啓発強化

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
55	事業所訪問による啓発	(人権課)
関係課（室）が連携して市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）、女性管理職の登用、ハラスメントなどについての意識啓発を図ります。	人権課、男女共同参画室、商業振興労政課および各総合支所地域振興課（生活課）が連携し、事業所を訪問する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、訪問を辞退する企業があり、24事業所の訪問に留まりました。訪問できた事業所では、面談にてCSRについての取り組みや従業員の公正採用、働きやすい職場環境、外国人や障がい者の雇用、性的指向・性自認への取り組みなどについて意識啓発を図るとともに、男女共同参画の視点から女性の管理職登用やワーク・ライフ・バランスなどの啓発を行いました。 聞き取りやアンケート結果からは、ワーク・ライフ・バランスの推進や女性職員の積極的な役職への登用などが図られている一方で、規模の小さな事業所では、育児・介護休業制度により、その間の人員不足が課題であるとの意見もありました。	事業所訪問数は予定よりも少なくなったものの、有益な取り組みができたことを評価する。今後は、企業の実態の聞き取りと、企業ごとに改善を急ぐ施策に優先順位を付けて啓発を行うとともに、実態調査の結果を関係各所に共有し、その是正が叶うようつなげられたい。
		(男女共同参画室)
	人権課、商業振興労政課、各総合支所と連携して市内事業所24社を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス等について啓発を行いました。 アンケートでは、ハラスメント、育児・介護休業、女性の活躍推進等についての項目を設け、回答を得るとともに、意見交換を行い、啓発に努めました。 引き続き、関係部署と連携して事業所訪問による啓発を行っていきます。	事業所訪問数は予定よりも少なくなったものの、有益な取り組みができたことを評価する。今後は、企業の実態の聞き取りと、企業ごとに改善を急ぐ施策に優先順位を付けて啓発をし、実態調査の結果を関係各所に共有し、その是正が叶い、つなげられるよう努められたい。

			(商業振興労政課)
		人権課、男女共同参画室、各総合支所等と連携し、事業所訪問（24社）を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問数については、徐々に増やし、制度周知を行うとともに、関係各課と連携し、今後も継続して意識啓発を行うように努めていきます。	事業所訪問数は予定よりも少なくなったものの、有益な取り組みができたことを評価する。今後は、企業の実態の聞き取りと、企業ごとに改善を急ぐ施策に優先順位を付けて啓発をし、実態調査の結果を関係各所に共有し、その是正が叶うよう努めるとともに、その訪問数増加にも尽力されたい。
56	就業条件向上の啓発		(商業振興労政課)
	最低賃金の順守など、就業条件に係る情報に関し、広報紙への登載や事業所訪問などを通じて啓発することにより、就業条件の向上を図ります。	最低賃金については、改定の際に、広報津への掲載や商業振興労政課窓口へのポスター掲示、ホームページへの掲載などにより、啓発を行いました。 また、働き方改革関連法の内容について、厚生労働省が作成した働き方改革関連法に関するハンドブックを窓口等に配架したほか、年次有給休暇の取得促進に向けたポスターの掲示など、就労条件に係る情報の発信に努めました。	ホームページを活用し始めたことは評価する。今後は事業所訪問も再開し、就業条件の向上に向けての取り組みを進められたい。

⑱ 庁内における推進体制の強化

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
57 津市職員男女共同参画研修会の充実		(男女共同参画室)
男女共同参画に関する職員の意識の高揚と庁内の推進体制の充実を図ることを目的に、人事課と男女共同参画室の共催による職員研修会を開催します。	男女共同参画週間に合わせ、全職員を対象に自席での動画資料研修を実施しました。 実施期間：6月23日(木)～7月29日(金) 対象者：全職員 参加者：3,569人(参加率76%) 内容：厚生労働省 イクメンプロジェクト 「夫婦でシェア、育休の新常識」 育児・介護休業法等の改正について視聴 アンケート回答数 3,482人(回答率は全参加者の95%) アンケートでは、研修内容については、「とても良かった」、「よかった」を合わせた回答が約9割となりました。「育児・介護休業制度」については、約8割が知っており、「ほぼ希望どおり取得できる」と約7割が回答しました。 今後も、男女共同参画に関する職員の意識の高揚につながる社会情勢にあったテーマの職員研修を実施していきます。	自席での動画資料研修は効果があると考えられるが、参加率が昨年度よりも微減しているため、まずは8割以上をめざされたい。また、事業の目的から全職員の参加(視聴)を実現すべきである。ただ、テーマがワーク・ライフ・バランスに偏っているようなので、さまざまなテーマの動画をリサーチしたうえで選定するとともに、教育委員会の教職員も受講できる環境の整備に努められたい。

		(人事課)
	1 女性職員活躍セミナーの実施 今年度は、女性管理職（課長級以上）および受講を希望する担当主幹級の女性職員を対象に、(独) 国立女性教育会館の萩原なつ子氏を講師にお招きし、「女性版骨太の方針 2022 ～もはや昭和ではない！時代の私達の働き方～」をテーマに実施しました。研修を通じ、多様な意見や感性、発想をまちづくりに生かすことや女性管理職が政策決定において意見を反映することのやりがいや楽しさ等を伝えていただき、女性管理職の意欲を喚起し、新たな気づきや業務進行の手法を振り返る動機付けにつながりました。 講師：独立行政法人 国立女性教育会館理事長 萩原なつ子氏 日時：令和4年11月2日（水） 受講者：38人 2 女性職員の派遣研修 職員の派遣研修においては、女性職員を対象とする自治大学校第1部・第2部特別課程の第44期に1人を派遣し、自治体職員として求められる高度で専門的な研修を通じ、政策形成能力や行政管理能力の向上を図りました。	対象者を担当主幹級以上に絞り、対象者に相応しい意義あるセミナーを開催したことは評価できる。しかし、受講者数が昨年より減少していることが残念であり、後日に動画配信するなどの措置を講じるべきか検討されたい。 また、意欲ある中堅職員にも今回のセミナー受講の機会を与えてはどうか検討されたい。 なお、受講者の性別を昨年度同様、提示されたい。

⑭ 市民への啓発と協働の促進

事業名・内容	令和4年度の取り組み	審議会からの意見
58	市の作成する広報紙・刊行物の表現に対する配慮の徹底	(全庁・広報課)
各課（室）において広報紙・刊行物を作成する上で、男女共同参画推進条例および人権が尊重される津市をつくる条例の理念を踏まえ、市職員一人ひとりが差別的および暴力的行為を容認したり、助長したりする表現にならないよう、自己チェックに努め、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	広報津等について、掲載内容の確認を行い、不適切と思われる表現等があった場合は、担当部署と協議し適切な表現に改めました。 また、写真やイラストを使用する際にも、不適切なものが使用されることのないよう、十分に協議を行いました。 引き続き、広報津や各所管が発行する刊行物において、新聞記者等が使用している記者ハンドブックの最新版に基づき、表現への配慮、チェックを複数の職員で行うとともに、写真やイラストについても不適切なものが使用されることのないよう複数の職員で確認し、市民の男女共同参画に対する正しい理解を促進します。	複数の目で見えていても、ジェンダーに関する感度が低ければ不適切な表現を見逃してしまうため、表現の自由にも配慮しつつ、常にジェンダーや男女共同参画に関する研鑽を積み、日常から身の回りのジェンダーバイアスに気付く目を養うよう努められたい。 津市が刊行する配布物にも、未だ不適切なものが使用されているため、担当部署との協議および不適切な事例として全庁に情報共有されたい。 また、性に固定的な色を使いがちなイラストでなく、最近では内閣府男女共同参画局をはじめ、一部自治体や民間でも男女共同参画のフリーイラスト素材が出てきており、そうしたものも活用し、よりよい紙面づくりを進め、職員の男女共同参画への意識向上に努められたい。

59	男女共同参画に関する図書などによる情報提供	(市民交流課)
	男女共同参画に関する学習・活動の参考となる図書コーナーを市民センターなどに設置するとともに、市民活動センターのホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報提供を行います。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部センターの図書コーナーの利用停止があったが、ポスター掲示と本に帯を付けることで、啓発を行った。引き続き、男女共同参画室から提供のあった男女共同参画関連リストを設置していく。
		男女共同参画に関する学習や活動の参考資料として、津市市民活動センターへ啓発図書を新規購入して図書コーナーに配架しました。また、男女共同参画に関する本の寄贈を頂き、図書コーナーに配架しました。いずれもホームページで配架の紹介を行いました。
		男女共同参画に関する学習や活動の参考資料として、津地域の市民センター2か所と市民活動センターへ啓発図書を新規購入して寄贈しました。「男女共同参画に触れる図書リスト」については継続して市民センターへ設置し、また、市民全体が閲覧可能となるよう市ホームページへも掲載し更新する予定です。 また、市内図書館へは、市が発行した情報紙やチラシの他にも、県やフレンテが発行するチラシ、啓発物等を積極的に設置依頼しました。

60	講演会などを通じた男女共同参画意識の啓発	(男女共同参画室)
	市民を対象とした講演会やセミナー・講座などを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 11月26日(土)に津リージョンプラザで開催した「津市男女共同参画フォーラム」では、ニューヨーク州弁護士である山口真由さんによる「世界の潮流 日本の選択」と題した講演会を開催し、237人の方に参加いただきました。 また、「女性のための就職応援セミナー」を中央公民館で開催し、パソコンでエクセル技能を学んだり、女性自身のライフキャリアについて意識の向上を図りました。 講師派遣事業では、津市で活動している団体に対して、「人生100年時代」「性的マイノリティ」をテーマとした男女共同参画について考える研修会に講師を派遣しました。	講演会への参加希望者が募集定員を大きく超えたことはよかったが、同じ方が連続して当選することなく、できれば初めての方を優先するような方式を検討されたい。 今回は「津市男女共同参画フォーラム」に最適な講師の選定であったため、今後も見識が高く魅力のある講師を選定されたい。特に、第4次津市男女共同参画基本計画からは「政治分野への女性の参画の推進」の事業も新設されることから、この分野の講演会・講座を行ってはどうか。 また津市で活動しているさまざまな団体への講師派遣を積極的に実施されたい。
61	情報紙「つばさ」の発行	(男女共同参画室)
	公募による編集スタッフにより、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 編集スタッフと協働して年2回(10月、3月)情報紙を発行した。 より多くの市民へ情報が届けられるよう自治会回覧を行うとともに、津市ホームページへの掲載や市公共施設の窓口へ設置・配布しました。 地域で活躍する人や男女共同参画に関連する旬な話題の紹介、クロスワードパズル、料理レシピの紹介など、より多くの市民に読んでもらえる紙面づくりを心掛け、今後も編集スタッフと共に内容充実を図っていきます。 10月号では、LGBTに係る活動をしている方、3月号では、仕事と家庭の両立を図る制度を実施している企業のインタビューを行いました。記事を読んだ方から、講師として話を聞きたいとの問い合わせもあり、男女共同参画意識の高揚に努めることができました。 メールマガジンは奇数月に発行しており、イベント情報や情報誌の発行、また、男女共同参画週間、パープルリボン運動などの啓発を行っています。	市民への啓発という目的達成のために、「つばさ」の全戸配布を検討されたい。一方、メールマガジンの登録者数は40人と未だ少ないため、増やすために、「つばさ」の毎号にQRコードをつけたり、ホームページの男女共同参画室や男女共同参画のページに、メールマガジン登録ページに飛べるようリンクをつけたりするなど工夫に努められたい。

62	男女共同参画フォーラムの開催	(男女共同参画室)
	公募市民で構成される実行委員会と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、家庭や地域、事業所などにおいて男女共同参画を推進できる取り組みや情報などを紹介し、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。 11月26日(土) 11:00～16:00 津リージョンプラザで「津市男女共同参画フォーラム(わあむ津)」を開催し、市内外から、237人が来場しました。(ホール収容人数を半数 600→300人にして実施) 「変わる 動く 発信する ～だれもが 自分らしく生きる ジェンダー平等社会を～」をテーマに掲げ、同フォーラム実行委員会による電子かみしばい「自分らしく生きよう」、パネル展示「わあむ津のあゆみ」や8団体による取組紹介・展示を行いました。コロナ禍での開催となったため、昨年を引き続き、物品販売やワークショップなどは控えましたが、女性活躍に係る講演会や市内高校のダンスパフォーマンスを行うなど、男女どちらかに偏ることなく、幅広い年代の方が参加しやすい男女共同参画のイベントとなりました。 男女共同参画フォーラム実行委員会では、引き続き、年間を通じた啓発紙芝居を出張上映し、啓発活動に取り組んでいきます。	男女共同参画フォーラムは定着していると考えるが、参加者が固定化されていないかを検証し、とりわけ若い世代を対象に新規参加者を募る周知方法を工夫されたい。 このままでは、参加団体の縮小やフォーラムの参加者減少などフォーラム自体の衰退も招きかねないことから、会場選定も含め、市民が参加しやすいフォーラムに努められたい。
63	広報紙・ホームページによる情報提供	(男女共同参画室)
	広報紙・ホームページを活用し、男女共同参画に関する事業を紹介し、意識の高揚を図ります。 三重県内男女共同参画連携映画祭、津市男女共同参画フォーラム、女性のための就職応援セミナー、男女共同参画情報紙「つばさ」などの男女共同参画に関する事業については、随時、市広報およびホームページへ掲載し情報発信しました。 また、昨年を引き続き、メールマガジンにより男女共同参画に関する情報を発信しました。 広報紙やホームページによりイベントやセミナーなどの情報を工夫しながら、効果的に発信していきます。	令和5年度の連携映画祭の盛況ぶりを見ると、情報は市民に届いていると思われることから、市民の心に響くような情報をいかに提供するかが肝要である。若い世代に男女共同参画への興味関心を喚起するには、SNSによる発信が効果性が高いが、そこには相応の工夫が必要であるため、ホームページとメールマガジンとの連携と、メールマガジンの登録者数の増加策を検討されたい。

64	男女共同参画週間および津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例の啓発		(男女共同参画室)
	男女共同参画社会の実現に向け、男女共同参画週間および男女共同参画都市宣言・男女共同参画推進条例について、懸垂幕や図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	男女共同参画週間（6月23日（木）～29日（水））に合わせ、本庁舎および各総合支所において懸垂幕の掲示、各図書館では特設コーナー等の設置を行い、全庁的に男女共同参画の啓発に努めました。また、市職員へも同週間を周知するため、時期を合わせて職員研修を実施しました。 市内の各図書館へは、男女共同参画週間のみならず、年間を通してセミナーチラシや情報紙の配布、啓発冊子等の配布協力を依頼しました。 また、同週間に合わせて6月25日（土）には白山総合文化センターしらさぎホールで三重県内男女共同参画連携映画祭を開催する予定でしたが、映画出演者の不祥事が判明したため、残念ながら上映作品、開催時期を変更、延期し、令和5年1月にアニメ作品「漁港の肉子ちゃん」を上映し、男女共同参画について考える機会を得ました。（参加者93人）	津市男女共同参画条例の認知度が目標値の6割にとどまったことについて、義務教育段階から条例の存在に気づかせるなどして、認知度を高めることに努められたい。 また、出演者の不祥事等による映画上映・TV放映・ネット配信等取りやめについては、津市としても上映中止、再上映のガイドラインを作成することを検討されたい。
			(各総合支所生活課及び地域振興課)
		男女共同参画週間（6月23日（木）～29日（水））に合わせ、各総合支所生活課・地域振興課において、懸垂幕の掲示を行い啓発をしました。また、年間を通じて映画祭、フォーラム、セミナーのチラシやポスター、男女共同参画情報紙「つばさ」、啓発冊子を窓口を設置し、配布を行いました。	引き続き、男女共同参画室との連携を密にし、地域住民への啓発に努められたい。また、第一線で地域住民と交流できる環境にあることから、地域での男女共同参画の状況を男女共同参画室等へ情報共有するとともに、市民への啓発に努められたい。

			(図書館)
		全館（９館２室）で共通する取り組みとして、男女共同参画週間に合わせて特設コーナー（テーマコーナー）やポップを活用して関連図書の展示を行いました。例年、このコーナーを開設する目的も含めて、L G B Tや女性の権利、S D G s などに関する図書を児童書から一般書まで、より多くの本を紹介できるよう選書の段階で意識的に取り入れるよう努めています。引き続き、購入が難しい場合は相互貸借制度に基づき津市図書館（９館２室）以外の図書館で所蔵する関連資料の提供にも努めました。また、ジェンダーバイアスのかかった図書については、市民へ過度な推奨を控える配慮を行いました。 津図書館では、男女共同参画に関するクイズを掲示し、関連図書の他、県内の男女共同参画に関連するパンフレットや啓発グッズも併せて展示して、ご覧いただけるようにしました。クイズの解答を考えながら関連図書も手に取っていただいていたいました。また、男女共同参画に関わる周知・啓発として、男女共同参画室や三重県男女共同参画センターフレンテみえより依頼を受け、男女共同参画に関する情報を発信しています。さらに、職員全員で男女共同参画室から配信された動画を視聴し、男女共同参画について考える機会を設けました。 久居ふるさと文学館では、「女性に対する暴力をなくす運動」啓発についてのポスターやパネルの掲示を実施しました。	毎年、男女共同参画週間に合わせて特設コーナーを設けるなどの取り組みを継続していることを評価する。今年度はクイズ形式の取り組みも行われたとのこと、そうした創意工夫を今後も継続し、そのノウハウを全館で共有するよう努められたい。

3 数値目標の推移

基本目標Ⅰ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の促進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 平成 28 年度 計画策定時	2018 平成 30 年度	2019 令和 1 年度	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度 現状値	2022 令和 4 年度 目標値※2
ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度	市民や事業所に対し、男女のこれまでの固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女が共に仕事と生活を両立する意識の啓発や情報提供を行います。	46.0%	—			56.1% ※1	—	65.0%
「男は仕事、女は家庭」という考え方に反対する市民の比率	これまでの固定的な考え方ではなく男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方の啓発を進めます。	49.2%	—			60.9% ※1	—	60.0%
家庭児童相談の受付件数	家庭児童相談員による子育てについての悩みや不安などの相談支援の充実に努めます。	708 件	859 件	814 件	979 件	832 件	1,044 件	740 件
放課後児童クラブなどの未設置校区数	放課後児童クラブおよび放課後子供教室を設置し、未設置校区を減らします。	9 校区	7 校区	3 校区	3 校区	2 校区	1 校区	6 校区
放課後児童クラブの受け入れ児童数	運営者と連携し、放課後児童支援員などの確保および施設の整備に取り組み、放課後児童クラブの充実に図ります。	2,310 人	2,680 人	2,820 人	2,957 人	3,073 人	3,156 人	3,000 人
市の男性職員の育児休業取得率	本市男性職員の育児休業所得率の向上に努めます。	3.4%	8.0%	7.8%	11.1%	14.7%	32.4%	30.0% (令和 7 年度) ※3

※1・・・「男女共同参画に関する市民意識調査」結果で得た数値（令和3年度実施）

※2・・・第3次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和4年度）の目標としている数値

※3・・・令和3年3月31日策定の特定事業主行動計画で計画期間最終年度（令和7年度）の目標としている数値

基本目標Ⅱ 政策・方針決定の場における女性の活躍推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 平成 28 年度 計画策定時	2018 平成 30 年度	2019 令和 1 年度	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度 現状値	2022 令和 4 年度 目標値※ 1
審議会における女性委員の比率	市が設置する審議会などについて、各審議会などへの女性の登用率が 30%を超えるよう、女性の登用を推進します。	21.9%	25.5%	24.6%	25.2%	27.0%	26.3%	30.0%
市職員の課長級以上の管理職に占める女性の比率	本市職員における課長級以上の管理職に占める女性の登用率の向上に努めます。	8.9%	8.1%	8.9%	10.1%	11.8%	12.4%	18.0% (令和 7 年度) ※ 2
女性消防職員の人数	消防職員における女性職員の増加に努めます。	13 人	13 人	13 人	13 人	14 人	14 人	16 人

※ 1・・・第 3 次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和 4 年度）の目標としている数値

※ 2・・・令和 3 年 3 月 31 日策定の特定事業主行動計画で計画期間最終年度（令和 7 年度）の目標としている数値

基本目標Ⅲ 身近なくらしの場における男女共同参画の推進

数値目標項目	取 組 内 容	2016 平成 28 年度 計画策定時	2018 平成 30 年度	2019 令和 1 年度	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度 現状値	2022 令和 4 年度 目標値※ 1
市民人権講座の参加人数（延べ）	家庭・地域において、男女共同参画に関することなど、あらゆる人権問題についての理解を深めるための講座を開催します。	703 人	898 人	539 人	589 人	593 人	733 人	800 人 （毎年）
防災会議における女性委員の比率	防災会議における女性委員の増加に努めます。	16.0%	18.0%	18.0%	15.9%	16.2%	16.2%	20.0%
女性委員を含む避難所運営委員会の設置率	災害時の避難所運営について、女性の意見や役割の重要性に配慮した運営委員会を設置し、体制の整備に努めます。	53.0%	53.0%	53.0%	53.0%	53.0%	64.6%	100.0%
津市特定健康診査受診率	40 歳～74 歳の国民健康保険加入者の特定健康診査受診率の向上に努めます。	40.4%	40.7%	41.5%	39.6%	39.9%	40.4%	56.0%

※ 1・・・第 3 次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和 4 年度）の目標としている数値

基本目標Ⅳ 人権が尊重される環境の整備

数値目標項目	取 組 内 容	2016 平成 28 年度 計画策定時	2018 平成 30 年度	2019 令和 1 年度	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度 現状値	2022 令和 4 年度 目標値※ 1
DV被害者で相談した人の比率	各種相談機関の機能や利用方法について、広報紙・インターネットなどを活用し、広く市民への周知に努めます。	38.1%	—			40.7%	—	60.0%

※ 1・・・第 3 次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和 4 年度）の目標としている数値

基本目標Ⅴ 男女共同参画のさらなる啓発と推進体制の強化

数値目標項目	取 組 内 容	2016 平成 28 年度 計画策定時	2018 平成 30 年度	2019 令和 1 年度	2020 令和 2 年度	2021 令和 3 年度	2022 令和 4 年度 現状値	2022 令和 4 年度 目標値※ 1
意識啓発のための訪問事業所数	市内事業所を訪問し、人権尊重、男女共同参画、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）などについての意識啓発を図ります。	30 事業所	30 事業所	30 事業所	0 事業所	0 事業所	24 事業所	40 事業所 （毎年）
男女共同参画フォーラム参加人数	実行委員会（公募市民）と行政との協働で開催するフォーラムを通じて、市民の男女共同参画意識の高揚を図ります。	608 人	801 人	358 人	開催なし	280 人	237 人	700 人 （毎年）
津市男女共同参画条例の認知度	津市男女共同参画都市宣言・津市男女共同参画推進条例について、図書特設コーナーなどを通じて周知・啓発を行います。	28.9%	—			31.9%	—	50.0%

※ 1・・・第 3 次津市男女共同参画基本計画で計画期間最終年度（令和 4 年度）の目標としている数値

4 参考資料

(1) 津市男女共同参画審議会委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	選 定 区 分
1	天野 敏	三重県環境生活部 次長 (人権・社会参画・生活安全担当)	関係行政機関
2	伊藤 友彦	三重労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	関係行政機関
3	稲垣 裕子	—	公募
4	鵜飼 みわ	三重県農村女性アドバイザー	その他市長が必要と認める者 (農業)
5	笠井 瑞穂	津商工会議所女性会 副会長	その他市長が必要と認める者 (労働関係・商工業)
6	佐藤ゆかり	—	公募
7	◎ 東福寺一郎	—	学識経験者
8	○ 前山 都子	インスピレーマネジメント代表 (人材開発コンサルタント)	その他市長が必要と認める者 (女性起業家)
9	松林 秀典	—	公募

※ ◎…会長、○…副会長

(敬称略)

(2) 令和4年度施策進捗状況審議経過（令和5年度）

月 日	事 項
6月28日（水）	第1回津市男女共同参画審議会 ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和4年度施策進捗状況について
6月28日（水） ～ 7月7日（金）	各委員へ令和4年度施策進捗状況に関する質問を募集
7月24日（月）	全委員へ上記質問に対する回答を報告
6月28日（水） ～ 8月4日（金）	各委員へ令和4年度施策進捗状況に関する意見を募集
8月28日（月）	第2回津市男女共同参画審議会 ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和4年度施策進捗状況にかかる意見集約について
9月26日（火）	第3回津市男女共同参画審議会 ・第3次津市男女共同参画基本計画に基づく令和4年度施策進捗状況にかかる意見集約について
10月25日（水）	第4回津市男女共同参画審議会 ・第3次津市男女共同参画基本計画 令和4年度実施状況報告書(案)について